

## 議事日程第2号

令和6年6月19日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～6番）

---

### 出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1番 鈴 木 篤 志	2番 広 川 大 介
3番 山 田 徹	5番 可 児 さとみ	6番 鈴 木 秀 和
7番 清 水 亮 太	8番 奥 村 悟	9番 伏 屋 光 幸
10番 高 山 由 行	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

### 欠席議員（なし）

### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 辺 幸 伸	副 町 長 筒 井 幹 次
教 育 長 奥 村 恒 也	総 務 部 長 各 務 元 規
企 画 部 長 田 中 克 典	民 生 部 長 中 村 治 彦
建 設 部 長 早 川 均	教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 高 木 雅 春
総 務 課 長 土 谷 浩 輝	企 画 課 長 山 田 敏 寛
まちづくり課長 荻 曾 弘 太 郎	税 務 課 長 丸 山 浩 史
住民環境課長 金 子 文 仁	保 険 長 寿 課 長 大 久 保 嘉 博
福祉子ども課長 古 川 孝	農 林 課 長 渡 辺 一 直
上下水道課長 可 児 英 治	建 設 課 長 石 原 昭 治
亜炭鉱廃坑 対策室長 木 村 公 彦	会 計 管 理 者 塚 本 政 文
生涯学習課長 日 比 野 克 彦	

### 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 日 比 野 浩 士	議 会 事 務 局 書 記 井 戸 芳 枝
------------------	-----------------------

## 開議の宣告

議長（大沢まり子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく  
お願いします。

なお、本日の会議はインターネット配信用にビデオカメラによる撮影を行います。撮影の都合上、一般質問の間、3番 山田徹君の議席を後列右端の位置に変更しますので御了承ください。

また、NHK岐阜放送局様、岐阜新聞社様より撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

---

## 会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 奥村悟君、9番 伏屋光幸君の2名を指名いたします。

---

## 一般質問

議長（大沢まり子君）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受付順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

10番 高山由行君。

10番（高山由行君）

昨日の雨も上がり、本日は雲一つない晴天ということで、私の質問は庁舎の質問であります。新町長が昨年の1年前になられ、議会も一新して、私も晴れやかな気持ちでやっと質問ができるという意気込みで現在おります。今日の質問で町長から私の思っている回答が得られるかどうか分かりませんが、しっかり気を引き締めて質問したいと思っております。

議長のお許しがいただけましたので、通告書に従いまして私の一般質問を始めます。

今回の私の質問は、新庁舎等整備事業1点に絞って質問をしたいと思っておりますので、よろしく

お願いいたします。

渡辺幸伸町長には、昨年6月の選挙において当選され、まずは町民の皆さんとの対話重視の町政運営を宣言され、約1年、着実に御嵩町長としての歩みを進められていると感じております。本事業を議長として、また特別委員会の委員長として進めてきた当事者である私自身は、本事業が一時中断している状況を、全ての関係者の皆さんや御嵩町民の方に多大なる御迷惑をおかけしており、じくじたる思いで生活しております。いろいろな重要施策が議会のほうでも最終的に合意形成が困難な状況が続いておりましたが、この新庁舎等整備事業の進捗は、昨年の選挙において当選された渡辺幸伸町長と大幅に入替えがありました新議会に委ねられたと理解しております。

昨年9月の第3回定例会の所信表明において、まずは重点課題のリニア発生土置場、新庁舎等整備事業に関しては、速やかな検証、提案をしていく旨の発表がありました。9月29日には、御嵩町新庁舎等整備事業に関する第三者検証委員会設置に係る予算を上程、可決しまして、翌日付で設置され、約半年間にわたり、弁護士、公認会計士、防災の識見者、大学の先生ではありますが、その方たちにより、新庁舎等整備事業及び中保育園・中児童館の移転新築も含めたプロセスを公正・中立な立場で検証をしていただきました。

そして、本年3月31日付で取りまとめられた御嵩町新庁舎等整備事業に関する第三者検証委員会調査報告書が4月4日に施行され、御嵩町民の方にも町ホームページや各地区開催の説明会で広く公開されました。

私個人の感想では、よく今までの事実関係、議論の経緯、プロセス等々、大変緻密によく調べ上げられた内容であると思っております。結論の項目においても、町や議会がどのように進められてきたか、また、特に議会が関係してきた議論のプロセスは当たり前に出るであろう結論でしたので、特に私は感想がないというのが正直なところであります。

選挙が終わりまして、渡辺幸伸町長がこの問題を第三者検証委員会でのそのプロセスを検証するという方針を出された以上、あまりこの問題に踏み込まず、大変つらく悩ましい時間をこの1年間過ごしてきました。調査委員会報告書が提出され、本日の一般質問でどこまでお答えいただけるか分かりませんが、町長のこの問題に対する所信や町の方針が聞けて、御嵩町民の方に発信できることは、この問題の当事者である私の責任の一部ではありますが、少しでも果たせる気持ちでおります。

さて、早速ですが、4月4日付で第三者検証委員会調査報告書が提出され、関係者説明会、各地区町民説明会を開催してきまして、2か月ほどがたちました。その間、町長や執行部のほうから、この新庁舎等整備事業に関する方針や進め方など明らかにはされてきませんでした。選挙が終わって約1年、調査報告書が提出されて2か月が過ぎました。いよいよ御嵩丸のかじ

取りを首長として、また御嵩町のトップリーダーとして、この新庁舎等整備事業の方向性を示してくださることを期待しまして、質問項目に移りたいと思います。

1点目の質問です。

新庁舎等整備事業に関する第三者検証委員会報告書を受け取り、内容を精査されての町長の率直な感想をまずお聞かせください。

1問目です。

先ほども申しましたが、私の最初の感想は、当然の結果が出たなあ程度であります。ここで、4月10日に企画課からいただいた全員協議会の資料にある報告書の概要版にある結論の項目を読み上げさせていただきます。

新庁舎候補地の選定のプロセス、中保育園・中児童館の併設に関する経緯、最終候補地の安全性、事業費の妥当性や考え方など様々な観点から検討した結果、いずれも合理性があり、問題となる点はないと結論づけるでした。

1点付け加えるなら、私も前議会の役職でありましたので、当事者として第三者検証委員会の委員長である弁護士の佐久間先生にヒアリングを受けております。最初は裁判所での尋問を受けるようで緊張もしましたが、私は最後のほうのヒアリングでしたので、調査内容はほぼ調べ尽くしているようでして、素直にうそ偽りなくあったことをありのままにお話しさせていただきました。なので、先ほどの当然だなあという私の感想になります。

町長の率直な感想はいかがでしょうか。

2点目の質問に移ります。

2点目の質問も報告書に対する質問になりますが、1点目の質問で素直な感想を伺いました。内容は、今後の議論を待ちますし、提出された報告書や別添資料の意見書などの内容に疑義ということもありませんが、私自身が改めて考えさせられるところがありましたので、町長自身が特別気になったかは分かりませんが、1点だけお伺いします。

別添資料で能島先生の提出された意見書つづりの4ページ、第2章の項目です。

先生は専門的な見地から最終候補地の各種ハザードの検討をさせていただいております。前特別委員会では、現庁舎の耐震性がないことや、必ず来るであろう南海トラフ巨大地震にどう対処するかということに重きを置き、現在地での建て替えか、ほかの場所での新築かの議論で、現庁舎の土砂災害ハザードは台風や豪雨というものは予想がつくということなので、現庁舎西の唐沢川や東の愛宕神社の土砂災害に対する危険性は分かってはおりましたが、現庁舎の地震による倒壊ばかりに目が行き、周りの地形や立地条件はあまり多くは議論してこなかったように思います。

能登半島地震における穴水町役場の事例を出され、現庁舎の立地が土砂災害の被害を受ける

危険性が非常に高いと指摘されていますが、来庁者の方や町職員の命を守る責任がある町長に、この指摘事項に対する見解をお伺いします。

そのほか、報告書や意見書に対し、特に気になるところがあれば付け加えてお答えください。

3点目の質問に移ります。

いよいよ質問の核心に行きますが、先ほども申し上げましたように、第三者検証委員会調査報告書では、新庁舎候補地のプロセス、最終候補地の安全性、事業費の妥当性に関して、いずれも問題となる点はないと結論づけました。その報告書の施行式で、渡辺町長は大変重く受け取ってまいります。しっかり内容を確認させてもらい、今後の方針を定めていくところにつなげていきたいとメディアに答えられております。ここ数年、当事業が一時中断している状況で、議会のほうでもいろんな意見の相違からがたがたとしてまいりましたが、時がたち、人が変わり、いろんな意味で新しいフェーズに入ったと思います。私たちも町長の当事業に対する今後の方針を聞き、素直な気持ちで真摯に、この新庁舎等整備事業の議論を再開しなければなりません。

町長に、この際ストレートにお聞きします。

現時点で、どこまで今後の方針が決まっておりますでしょうか、お伺いします。

また、どのようなことから、町長、町執行部のほうも議論を再開するのでしょうか。これまでの町や議会が進めてきたプロセスや結果を尊重されると言われるそうですが、第三者検証委員会での指摘事項も数点あります。どこから手をつけ、いつから、何を始めたいと思っていますか。答弁できましたら、重ねてお答えください。

4点目の質問です。

中保育園・中児童館を最終候補地に併設する計画についてです。

報告書には、新庁舎に中保育園・中児童館を併設することについて特段問題は見当たらないとの結論です。平成30年7月、中保育園は民設民営方式、中児童館は公設民営方式と定められ、9月、学校法人杉山第三学園様に決まっております。杉山第三学園様には、町や前議会の方針を受け、新園舎の概算設計等、既にされており、当事業の一時中断により、多大な御迷惑をおかけしております。第三者検証委員会調査報告書の説明会を4月21日にされたようですが、今後の方針をいつ、どのような内容で、幼児教育のパートナーである杉山第三学園に説明していきますでしょうか、お伺いします。現時点での町の考えをお示しください。

5点目、最後の質問にしますが、この原稿を書いている4月下旬には、まだ当事業に対する町の方針、町長の進め方等、示されてはおりませんでした。しかし、3月31日に提出されました調査報告書の内容を精査され、進め方を検討し、私の前の4点の質問に対し、御嵩町の未来に前向きな答弁がいただけることを前提に、最後の質問をします。

前議会で、この新庁舎等整備事業が進まなかったのは、いろんな要素があるとは思いますが。最終の直接原因と考えられるのは、最終建設予定地の農地転用の許可が庁舎移転に必要な条例制定のための議員の3分の2以上の同意の見通しが立たず、県の許可が下りない状況だったからです。先ほども申しましたが、私たち議会は、昨年6月の選挙で新議員5人を加え、新しくなりました。また、渡辺幸伸新町長を迎え、約1年たちました。当事業の議論が再開できる土壌はできたと考えておりますし、御嵩の新庁舎は一体どうなっているのか、どうしていくかを御嵩町民に説明していく責任があります。当事業が一時中断したところに戻って、議論再開に汗を流さなくてはなりません。庁舎移転に必要な条例制定のための議員の同意の見通しを立て、それを担保として再度県のほうに取り下げしていた農地転用の許可申請を出すところから始めなければならないと思っております。

私たち議会としましても、第三者検証委員会調査報告書を基に議論を再開し、庁舎移転に必要な条例制定を目指すわけですが、同じ轍を踏まないために条例制定の議決が必要になってくると考えております。そのためには、議論の時間が必要になってきます。

最後の質問です。

当事業を進めるに当たり、県に農地転用許可を出していただくため、許可申請を再申請しなくてはなりませんが、地方自治法第4条、地方公共団体の事務所の位置の変更条例の議案上程の予定はありますか。予定があれば、いつになりますか、お伺いします。

議決前に議会の同意というもおかしな話ですが、議決見通しを示す必要性から、議会のスケジュールもありますし、熟慮が必要なので、明瞭にお答えください。

以上5点についてお聞きしたいので、よろしくお願ひします。

**議長（大沢まり子君）**

町長 渡辺幸伸君。

**町長（渡辺幸伸君）**

皆さん、おはようございます。

今回、大きく5点の質問をいただいておりますので、1点ずつ御答弁申し上げたいと思います。

初めに1点目、調査報告書の感想についてでございます。

第三者検証委員会の設置に当たりましては、弁護士、公認会計士、岐阜大学の教授の計3名の委員で組織し、大変多岐にわたる範囲を包括的に調査いただきました。委員には、調査、検証に当たり、公平・中立性を確保し、客観性を持って御審議いただきました。当然、私含め町の意向が入る余地はなく、適切に進められてきたことをまずもってお伝えさせていただきたいと思ひます。

調査の結果、これまで多くの町民の皆様や議会と議論を重ね、皆様と一緒に上げてきたプロセスに、特に問題は見当たらないとの結論が出されたことについては、第三者による公平・中立性を持った評価として冷静に受け止めているところであり、こうした客観性を持った結論については重く受け止めているところでございます。

続いて、2点目の御質問、現庁舎の土砂災害の危険性の指摘についてお答えいたします。

現在、町が公表している土砂災害ハザードマップは、令和3年4月に岐阜県によるハザード区域の追加指定を受け、令和3年10月に町が作成したものでございます。当マップでは、現庁舎の北側敷地の一部が土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンに、さらにその一部は特別警戒区域、レッドゾーンに含まれており、今回の調査報告書では、役場の現在地に関しては、土砂災害の被害を受ける危険性が非常に高いと指摘をされております。

また、先般発生いたしました能登半島地震における穴水町役場の被害事例も報告書では紹介されております。本町と同じく土砂災害警戒区域、一部が特別警戒区域にある穴水町役場の敷地内で土砂崩れが発生し、庁舎そのものには被害が生じなくても、複数の車両が巻き込まれるとともに、駐車場や隣接建物への土砂流入で一部使えなくなったり、サーバーがダウンしたりするなど、災害活動拠点として支障が生じたケースは、まさに本町でも起こり得る事象であると、恐ろしさを痛感したところでございます。

庁舎は、いかなる災害時においても情報を把握し、町民の皆様や各機関等へ指示、発信する拠点、いわゆる町の防災の中核を担う重要施設であり、これらの機能が失われる可能性はあってはなりません。また、近年、防災中核拠点となる庁舎には、被害時に全国各地から支援に来ていただける国や地方自治体、自衛隊、警察、消防、ボランティアなどと密に情報を共有しながら対策を練る受入れの場として利用されるケースも増えております。このような視点から、町民の皆様の安全・安心を守る防災中核拠点としての役割が現庁舎で十分に発揮できるのか、大変懸念しているところでございます。

続いて、3点目の質問、事業の方針に対する考えについてお答えをいたします。

先ほどは、現庁舎の土砂災害の危険性の認識についてお答えいたしました。この新庁舎等整備事業は、県内自治体の中でも、唯一、国が定める所要の耐震性能に満たない現庁舎に代わる災害対応の拠点整備を目的に、端を発したものでございます。大きな災害が全国各地に頻発する中でもありますし、また、事業が中断し、今後の方針が見えない中で、御不安や御迷惑をおかけしている関係者の皆様が多くおられることを鑑みますと、いたずらに時間をかけるのではなく、早々に結論づけて、議論を先へ進めていく必要があるというふうに考えております。

調査報告書の第三者による客観的な評価は一旦受け止め、過去を振り返るのではなく、皆様とともに今後のまちの将来の発展を見据えた議論を一步進んで展開してまいりたいというのが

私の率直な思いでございます。当然、議員も御指摘のとおり、調査報告書には様々な意見も付されているところですし、私も皆様から当初の計画に対する多くの意見を伺ってまいりました。改めてこの計画のまま進めることはせず、社会情勢等に合わせ見直していくことが必要という認識でございます。

そこで、先日の定例会冒頭挨拶でもお伝えいたしましたが、スピード感を持って今後の事業の方針と見直す内容を町政の両輪である議会の皆様と一緒に意見交換を行い、一定の合意に達することを目的とする懇談会の開催を呼びかけ、御嵩町及び御嵩町議会新庁舎等整備事業懇談会を設置したところでございます。懇談会は、7月31日までという、あえて短い期限を区切った形で集中的に議論を進める予定としております。

懇談会を設置いたしました6月12日、早速第1回目を開催いたしました。

同会議の中では、町民の皆様の安全・安心をお守りし、生活福祉の向上に妥当ではないかと町が考える方針と見直しの内容を議員の皆様にお伝えし、これから議会と意見交換し、議論を進めてまいりたいというふうに思っております。

懇談会では、新庁舎の位置及び見直し内容の是非を中心に議論することになると考えております。これまで議論してきた候補地選定のプロセス、これは位置の選定や将来の財政負担、庁舎、その他の安全性を含むものでございますが、特段問題は見当たらないとの第三者検証委員会の結論は重く受け止めるべきだと考えております。

また、先ほどお答えいたしました防災中枢拠点としての役割が現庁舎の敷地では失われる可能性があること等を踏まえ、町としては、新庁舎の位置は、現計画地である21号バイパスエリアで進めるのが妥当ではないかと考えておりますが、一方で、改善に向けた意見を様々いただいたことから、現計画のまま進めることではなく、しっかりと見直しながら、総事業費の縮減に向け、徹底的な努力を図るよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

現在は、懇談会を通じて町の考えを議員にお伝えした段階でございますので、議員からは是非も含めて、今整備すべき施設は何なのか、庁舎に適した構造は何なのか、当初計画時点からの社会情勢の変化も踏まえ、町民の皆様が使いやすい庁舎の機能や規模感にするには何が必要なのか、議会とのコミュニケーションの場を設けて、しっかりと議論しながら方向性を判断してまいりたいというふうに考えております。

続いて、4点目の御質問、中保育園・中児童館の併設に対する考えについてお答えをいたします。

運営事業者であります杉山第三学園からは、計画地での早期開園の意向と移転を前提とする認定こども園化の意向を伺っております。また、先日、中保育園に直接伺ったところ、現場で働かれる保育士の皆様からも切実な声を頂戴いたしました。老朽化が著しい施設で、子供たち

の安全と快適な保育環境が守れないことへの憤り、早朝から子供を預けて働く今の若い親世代の送迎しやすい利便性が保てないこと等への諦め、保護者の方を含め、当初の開園見込みから何年も待たされていることへの不信が一例で、とにかく早く整備を進めていただきたいという声をお聞きしたところでございます。

こういった声や、これまで杉山第三学園と協議を重ねてきた前提を含め、利用者である保護者の方や働く皆様が願う良好な子育て、保育環境を一刻も早く提供するための結論に導く意見交換を懇談会で進めてまいりたいというふうに思います。

最後に、5点目の質問、庁舎の位置の変更条例議案の提出予定についてお答えをいたします。

庁舎の位置を変更する場合、地方自治法第4条第1項及び第3項の規定により、条例で議会出席議員数の3分の2以上の同意が必要とされております。本事業は、関係事業や関係機関が複合した一大プロジェクトであり、議員御指摘にありましたとおり、農地転用許可の再申請はじめ、事業を先に進めていくためにはスケジュールの設定が必要であり、その起点は今後の全事業スケジュールに大きな影響を及ぼすものでございます。3分の2以上の議会同意という特別議決条例の対象とした法の趣旨からして、また最終候補地の選定の過程、結果を議会に報告するなど、情報の公開不足を指摘された調査報告書や、議会とのコミュニケーション不足を第三者検証委員会委員長から会見で指摘された意見からしても、多くの議員の皆様からの同意を得て、一定の方向性に達することが望ましいのではないかという認識でございます。今はこれから本格的に意見交換を始める段階でございますので、まずは議会と一緒に議論を進めることに注力していきたいというふうに考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

10番 高山由行君。

**10番（高山由行君）**

ありがとうございます。

本来なら、私、これ、質問を書いているのが4月の終わり頃でしたので、この質問を終えて、再質問で、いつになるのか、場所はどこになるのか、お金は幾らかかるのか、規模はどうなるのか、建物の位置とか、そういうものはどういうふうに変っていくのか、細かいことを聞こうと思っていましたが、町長の今定例会の挨拶の中で、先ほども町長が申し上げておりますように、議会との懇談会で、その内容を合意形成に何とか持っていきたいと、町民の代表である議会としっかりと懇談して意見調整をされるということでしたので、町民の皆さんには、私、議員として本当にもっと突っ込んで聞かないかんとは思いますが、その会合が7月末まで、あと2か月、期限を切ってもらいました。それは議会と執行部と調整しまして、いつまででもだ

らだらやっておってもいかんで、切ってくれということで、7月の終わりまでにしてあります。それからやることはいろいろあると思いますが、そこまでに大きな枠組みの方針を議会と執行部が決めて、その後いろんな手続に入って、結論を出していただきたいと思っております。だから、その細かいことは、私は聞きはしませんが、最後にお問い合わせにはなるんですが、御嵩町民が考えておられる庁舎のことを、新庁舎を慎重に議会とともに、また議会で2か月間やっておる間に、町民の方も本当にまた一体全体どうなっておるのという話では駄目なので、情報がある程度出しながら、こうやって発表した以上は、町長も町民に情報を公開して、町民の方の理解を得られる方針をぜひ決めていただきたいと思っています。

今回の私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

### 議長（大沢まり子君）

これで、高山由行君の一般質問を終わります。

続きまして、3番 山田徹君。

質問は、一問一答方式の申出がありましたので、これを許可いたします。

### 3番（山田 徹君）

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問を行います。

私からの一般質問は大項目2点です。

1つ目は、梅雨入り宣言を前にこの夏も暑くなる予定ですが、6月に入って既に始まっている学校のプールに関して、小学校のプールの施設の管理について御質問させていただきます。

御存じのとおり、町内6つの小・中学校には、それぞれの敷地内に学校の屋外プールがあります。過去にはそれぞれのプールで授業としての水泳実践や夏休みのプール開放などが行われ、児童・生徒の多く、これは一部かもしれませんが、夏場の暑い中で水と触れ合う体育や水遊びの時間を心待ちにしていた記憶がよみがえります。私が小学生時代の頃には、夏休みにプール開放がありまして、友達と一緒に顔戸駅から名鉄電車に乗って御嵩小学校のプールへ連日のように通ったものでした。子供たちにとってプールで行う水泳運動は、夏のシーズンに少なくない水難事故の防止となる自己保全能力を高める安全確保につながる運動でもあり、その意味では命を守る水泳の授業がこれまで行われていたと思います。

でも近年では、施設の老朽化に伴う維持管理の問題や、猛暑日が連続する異常気象などの関係で、御嵩町内の学校プールも一部の中学校では使用停止となっていました。それでも5年ほど前までは、3つの小学校や向陽中学校では、僅かな利用回数ですけれども、施設の運用はされていたと思います。しかし、4年前の新型コロナウイルス感染症対策として、全国的に学校での水泳授業は休止され、プールも閉鎖、3シーズンを経過した昨年5月にコロナが5類感染

症に移行した後も、当御嵩町では学校プール施設の運営が再開されたとは聞いておりません。昨年夏の小学校の水泳授業は、スクールバスを利用してB&G海洋センターのプールで行われていたようです。今年もその方針であると伺っております。

もちろん古くなった上に、3年といえ使われなかった今の学校プール施設について、多額の費用をかけて修理、これはプールの内壁やプールサイド面の塗装、またろ過機の更新などがありますけれども、こういった修理をして再開するとともに、夏場の限られた時間での水泳授業のために、忙しい学校の先生方による毎日の定期的な水質管理を行い、そして決して安くはない水道料金を出して、各学校にプール運営を行うよりは、海洋センターへの移動に時間や手間を必要とするものの、公的にも維持管理されている屋根つきの公営プールでの水泳指導のほうが教育環境の合理的な選択であるとも思います。

そもそも全国的に学校のプールが普及したのは、昭和39年の東京オリンピックを前にした昭和36年、スポーツ振興法が制定され、国が学校のプールに建築補助金を出したことがきっかけと言われていています。つまり、この時代に設置された学校プールは既に50年、60年という時を経ており、どこも老朽化という大きな課題を抱えていると言えます。そして近年、全国の小・中学校において、学校でのプール授業は行わずに、水泳の授業を公営プールや民間のスイミングスクール等を活用した水泳指導に切り替えているという自治体が多く出ていると聞いております。学校プール施設そのものに関しても、自治体内で集約化したり、廃止したりする傾向にあると伺っております。

文部科学省スポーツ庁の体育・スポーツ施設現況調査報告、これは2023年の5月、1年前のものでございますけれども、これによれば、コロナ禍の3年前と比べて屋外プールの設置率が小学校で94%から87%、7%の減、中学校では73%から65%、こちらは8%の減ですが、こういったように急激に減っているとの状況でございます。

そこで、学校のプールに関する質問です。

プール授業などのソフト面については、この後、奥村悟議員からの御質問があるようなので、私からは施設のハード面についてお伺いいたします。

第1点目、現在は使っていない学校のプール施設の建設年度と経過年数及び老朽化の状況及び今後使用再開すると仮定した場合で予想される修繕改修費及び年間の維持管理経費について、代表される学校の概算で結構ですので教えてください。

第2点目です。

県内や可茂管内、近隣自治体での学校プール施設の使用状況はどうなっていますでしょうか。

第3点目です。

学校のプール施設は、学校の水泳授業、実技のためだけではなく、学校近隣での火災発生時

の消防水利に位置づけられていると思います。できればその目的に使いたくはないのですけれども、貴重な地域の防災資源として、プール施設は少しでも長く残しておきたいとも思います。その観点も含めて、水をためておくだけで、使わなくなった施設をそのまま放置しておくのでは、老朽化も進むばかりでございます。何らかの形で貯水機能を維持管理していくサポート、例えば防災面からの予算措置支援などはあるのでしょうか。

また、愛知県大府市では、水泳に使わなくなった小学校プールの一つを子供たちの厚意を受けてスケートボードリンクに改修して若年層からのスポーツ振興につなげる。これは、オリンピックの追加種目に台頭した競技に向けて10代世代の育成を図るというものでございますけれども、こういったニュース報道がありました。御嵩町では、小・中学校の使わないプール施設をどのようにしていく予定なのでしょうか。今後の在り方、プール施設の管理方針について伺いいたします。よろしく申し上げます。

#### 議長（大沢まり子君）

教育参事 高木雅春君。

#### 教育参事兼学校教育課長（高木雅春君）

おはようございます。

山田徹議員からの今回3点の御質問をいただいておりますが、それぞれが連動しますので、まとめてお答えいたします。

本町には、全ての小・中学校に屋外プールが設置されており、各学校の建設年度と経過年数は次のとおりでございます。

上之郷小学校は、昭和55年に建設され、44年経過しております。御嵩小学校は、平成元年の建設で、35年が経過しております。伏見小学校は、昭和39年に建設され、平成元年に改築されています。建設からは60年経過し、改築後35年経過しております。上之郷中学校は、平成3年に建設され、33年経過しております。向陽中学校は、昭和54年建設で、45年が経過しております。共和中学校につきましては、昭和56年に建設され、43年が経過しているという状況でございます。

では、本町の学校プール施設の使用状況はどうかといいますと、平成24年度までは全ての小・中学校で学校のプールを使用してきましたが、平成25年度から上之郷中学校と共和中学校では、学校のプールを使用しないでB & G海洋センターのプールを使用しております。令和2年度から令和4年度までは、新型コロナウイルス感染防止のため、全ての小・中学校とB & Gのプールは使用できませんでした。令和5年度は、5月に新型コロナが5類へ移行したことから、学校のプールを使用してすぐに水泳の授業を始めなければいけませんでした。メンテナンスをするいとまがなく、校長会でも確認の上、B & Gのプールを使用することといたしました。

た。令和6年度は次年度からの学校プールの使用を検討しておりまして、その間、昨年度に引き続きB&Gのプールを使用することとしております。

現在B&Gのプールを使用していますが、学校のプールの使用を再開することとなった場合の修繕、改修費用等、御嵩小学校のプールを例にして試算しました。

御嵩小学校のプールは建設後35年が経過していますし、プール自体を使用しなくなってから5年が経過し、現在のプールの状況を確認すると、修繕が必要な箇所が多数見られ、ろ過機は交換が必要な状態でした。これらのことから、これからも学校のプールを使用するならば、修繕、改修の対応ではなく、改築する必要があると考え、改築することとして試算しました。

文部科学省の学校施設環境改善交付金で示されている学校水泳プール（屋外）を新改築する場合の平米単価23万9,800円を使用し、トイレ等の附属施設を含むプール施設の合計面積は2,154平方メートルなので、その改築費用は約5億1,700万円となります。また、年間の維持管理費は、水道代が主なもので約80万円となり、改築後も経年劣化による修繕費やろ過機の更新費用が必要となってきます。

次に、県外の状況までは分かりませんが、御嵩町を除く可茂管内の学校のプールの使用状況と水泳の授業の実施状況は次のとおりでございます。

小学校は36校あり、自校プールを使用して授業をしているのは29校、民間やB&Gのプールを使用しているのは7校となります。7校の内訳は、美濃加茂市で5校、可児市の兼山で1校、川辺町では1校です。中学校は17校あり、自校プールを使用して授業を実施しているのは6校、民間やB&Gのプールを使用しているのは4校です。坂祝町、七宗町、白川町及び東白川村の6校にはプールがないため、水泳授業を実施していません。また、八百津町の学校にはプールはありますが、水泳授業を実施していないという状況です。

今後の学校プールの管理方針を検討していく中で、議員が御質問の中で言われている古くなった上に3年とはいえ使われていなかった今の学校プール施設について、多額な費用をかけて修理をして再開するとともに、夏場の限られた時間での水泳授業のために、学校の先生による毎日の水質管理を行い、そして決して安くはない水道料金を出して、各学校にプール運営を行うよりは、海洋センターへの移動に時間や手間を必要とするものの、公的にも維持管理されている公営プールでの水泳指導のほうが教育環境の合理的な選択であるという視点を持ちながら、また、学校のプールを使用しないこととした場合には、今後のプールの在り方について、議員から紹介いただいた例のような水泳場以外の活用の仕方、あるいはプール施設を取り壊した跡地の活用の仕方をどうするのかなどの視点で検討していきたいと考えております。

現在使われていない学校のプールは、地域防災計画で、河川と同様に緊急水利として位置づけられています。水利施設としては、防火水槽ではなく、その他に分類され、河川、側溝とプ

ールに分けカウントされています。また、使われていない学校プールについては、防災面での予算措置はありませんが、教育委員会では今後の管理方針を決めるまでの間は、水利施設として管理していきたいと思っております。

[3番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

3番 山田徹君。

3番（山田 徹君）

ありがとうございました。

小・中学校にありますプールの経過年数を聞きまして、やはりもう既にもう老朽化が激しいなあという思いであります。それを何億円もかけて今後再開するというよりは、もう海洋センターのプールを利用するというので一切廃止していく方針かなあと思ったんですけども、まだそこも決まっていないというようなことで、ただ今後、やはり全てのプールを再開することにはいかないと思います。共和中学校や上之郷中学校のプールは既に使っていないで、もう10年ぐらい、10年以上はたっておると思いますので、何らかの方策を取っていかないと、どんどん朽ちていくばかりだと思います。

私、学校のプール施設は学校だけのものではないと思うんです。先ほど言いましたように、スケートリンクに改修するというのもあるんですけども、神奈川県では、釣堀に一般開放して、その水利を消防水利としてまた使うという、そういった手もありますし、長野市では、公園に開放して、スポーツのそういった体育運動器具を置いて一般開放しておる。

いずれにしても、小・中学校は避難所でもあります。小・中学校に避難物資というか、避難所の運営の物資が全くないということもありまして、防災倉庫ですね、あれだけのプールの敷地を駐車場なり倉庫にすれば、かなりの面積になると思いますので、そういったことにも活用できると思います。そういった意味では、教育委員会だけではなかなか今後の方針も決まっていけないと思いますけれども、今後、将来的には、例えば総合教育会議だとか、そういったいろいろな部門の関係者も含めて、検討していかれるということがベターじゃないかなあと思います。そういった形で今後有効利用といいますか、活用を図っていただくよう、よろしくお願いいたします。

それでは、大項目の2点目です。

御嵩町の公共ホールについて移ります。

先ほど、高山議員からも御質問がございましたけれども、御嵩町が直面しております重大懸念問題とも関係する質問でございます。よろしくお願いいたします。

新庁舎等整備事業の中には、新庁舎と隣接する町民ホールの新設計画があります。このホー

ル計画は、災害時では避難所対応の防災拠点の役割ですが、平常時では町内の学生や各種団体の晴れの舞台として活用できる文化的施設になると期待されています。今まで御嵩町では、講演会や式典などの大きなイベントは、町内の公民館や学校体育館で開催するしかありませんでした。でも、新庁舎等整備計画による町民ホールの説明資料を見ますと、このホールは2階上部まで吹き抜けとした大空間スペースに350席の可動式座席を設け、各種音楽会などの芸術文化講演にも対応可能な音響設備と舞台施設を有し、サイドには多目的スペースともなるホワイエのほか、複数の控室を有するバックヤードや、高価なピアノを収納管理する倉庫まである設計だと伺っております。この施設が竣工すれば、これまでできなかった大規模な屋外イベントも開催可能となり、県内の自治体のうちで本格的なホールがないまちであると言われ続けてきた町内外からの冷評も一掃できることと思います。

この町民ホールの設計に当たっては、町内の文化振興団体等のワークショップや住民ヒアリングでの要望の下、防災拠点施設をメインの目的として、担当は教育委員会部門の文化サイドではなく、町長部局が主体となってオーダーを調整し進められてきたと思います。しかしながら、他市町村にある豪華なホールに施設面で引けを取らないまでの高規格とも言えるこの町民ホールは、果たしてこれからの御嵩町にとって本当に必要なものかと改めて感じます。文化施設としての本格的ホールの建設は、かねてからの関係団体や町民の要望や期待を実現する上で欲しい施設であり、あればうれしい施設、完成すれば誇れる施設ではあります。でも、新庁舎等整備事業に関する第三者検証委員会調査報告書にもありますように、この町民ホール計画は、そもそもの必要性や完成後の運用、施設管理面での協議が不十分のまま進んできたように思われます。

国の文化庁委託事業として、平成28年度劇場、音楽堂等の設置・管理に関する実態調査が行われました。それによりますと、全国に地方公共団体が設置した劇場や音楽堂等の公共ホールは3,000館を上回り、その多くがこの30年、40年ほど前からをピークに建てられてきた施設だそうなのですが、ここへ来て、大規模修繕や施設の長寿命化、集約化といったハード面の問題を抱えているそうです。また、高度情報化社会の進展と人口減少や少子高齢化の時代変化に応じる中で、行財政改革や指定管理者制度の導入を背景にして、いかに地域住民にとって意義ある事業や効果的運営を行っていくかという大きな課題も浮上し、その多くが施設の在り方に苦慮している状況だそうです。

これからの御嵩町でメインの大きな公共ホールを造った後はどうでしょうか。施設管理の位置づけは、防災的な行政施設か文化施設なのか、そして平常時のホール施設の維持担当や事業運用は、文化や芸術の専門的知識を持ったスタッフなどを常駐させる予定なのか。

平成26年10月の御嵩町公共施設マネジメント報告によれば、現在ある4地区公民館の年間の

施設維持管理コストは合計で4,500万円ほどですけれども、高規格ホールともなれば、1館でもそれ以上の維持費が必要となるでしょう。また、4地区公民館にある大広間は、それぞれ大ホール、大会議室と名づけられています。この町民ホールを造ってから今までの地区公民館の各施設は、今までどおりの状態で運営し続ける予定なのでしょうか。

さらには、稼働率について、これまで公民館は稼働率10%前後となっていますが、新しい公共ホールは1年を通してどのくらいの利用が見込まれるのでしょうか。もちろん、文化施設は稼働率が全てでない。また、先駆的な自治体では、ホール建設は将来へのまちづくり、町文化への投資でもあり、ホール施設は財産であるとも言われます。今ある4地区公民館のホールにおける少々手狭な空間や舞台ステージや古い音響設備では十分な文化芸術活動はできないというこれまでの意見や、新施設建設への要望も十分理解できます。でも、新たな施設も、その利用の大半が関係者だけの練習やアマチュアの発表会では少々寂しい期待値であると思います。こんなことを言うと、ホール建設に期待を寄せられた町内の関係者の皆さんにお叱りを受けるかもしれません。でも、貸館や自主興行でのホール経営面での収入はどのくらいの見込みの計画なのでしょうか。

今回の私からの質問は、決して一般的な公共ホール建設に反対する立場で行うものではございません。建てる前に、いま一度、ホール施設の意義や完成後の利用の在り方について、基本的な考えや予想できるデータなどを整理して協議しておくべきだと思います。

そこで、町長にお伺いいたします。

新庁舎等の整備、現計画にある設計レベルでの町民ホールは、御嵩町に必要な施設だと考えますでしょうか。また、今後、当町の文化行政、文化芸術でのまちづくりを進める上で、公共ホールあるいは文化ホールの在り方、存在をどのように位置づけていくお考えなのでしょうか。よろしくお願ひいたします。

**議長（大沢まり子君）**

町長 渡辺幸伸君。

**町長（渡辺幸伸君）**

では、山田議員の御質問にお答えしたいと思います。

初めに、これまでお伝えしてきました町民ホールの計画についてお答えをいたします。

ホールは地上2階建て、木造とRC造とS造の3構造を混合した造りで、ホール全体の建築費用は約12.5億円の想定で見込んでおります。ホールの機能といたしましては、350人程度が収容できる可動式の観客席を設置いたしまして、通常時は各種の講演会やステージ、コンサートなど、町民の皆様の文化交流の場として利用するほか、季節ごとに子供たちの発表会や各種式典など文化行事の披露や町民の皆様の晴れの舞台としての利用を想定しております。

なお、可動式の観客席を舞台下に収納すると、約250平米の広いスペースが生まれますので、その空間を生かした屋内イベントや展示会、各種選挙における投開票事務など、行政事務での利用も想定したものとなっております。

また、災害が発生した際、この空けたスペースは、町民の皆様が一旦避難できる場所として、あるいは県内全国各地から届くであろう災害支援物資を受け入れ、町内各地に向けて発送する仕分作業に当たるストックヤードとしての機能など、機動的・流動的に対応できる役割も担える構想であると考えております。

このため、町は、町民ホールが完成した暁には、町防災、町地域防災計画の避難所に指定し、防災拠点として位置づける計画でございます。これにより、地方自治体の政策的借金に対し、国の財政支援がいただける地方交付税の制度上、最も有利な政策的借金である緊急防災減災事業債を活用することができ、町民ホールを整備するにあたって、通常時、災害時ともに使用できるよう、町の財政負担軽減を最大限念頭に置いた計画にしております。

それでは、いただいた2点の質問について、まとめてお答えをいたします。

町民ホールは通常時、文化ホールとして稼働し、地方自治体が住民の文化への関心を高めるために建設する公共文化施設として位置づけられております。その施設は、地域における文化芸術の振興に関する大きな役割や拠点としての機能を有するものでございます。

町民ホールの整備に向けては、これまで他の自治体にあるような町内でコンサートや発表会を開催したい、外から招いた様々な人との文化交流の輪が広がるといった建設を望む好意的な意見を踏まえ、計画してまいりました。町民ホールが、本町の文化芸術の振興や町民の皆様の生活文化の発展に寄与することと認識をしております。

一方で、第三者検証委員会の調査報告書には、町民ホールの建設費用や将来の財政面に与えるインパクトという側面からの深い議論がなされず、計画が組み込まれていったこと、新庁舎等整備事業に対する総事業費の増加をもたらしたインパクトは小さくないことが指摘され、新庁舎や中保育園、中児童館に比べて、そもそもの必要性からの議論が不十分である感は否めないとの意見も示されたところでございます。

ホールは、その役割から、多少の華美性や通常にはない機能性も求められるため、ふだん使用の公共施設より建築コストやメンテナンス費用が高くなる傾向は否めません。また、議員御指摘の点は、公益社団法人全国公立文化施設協会の令和3年報告書にも全国の公立劇場、音楽堂、これはホールとも言えますが、等における施設整備の老朽化に伴う改修の問題として、喫緊の課題として上げられております。その中では、20年以上経過した施設の大半は大規模改修が必要になると想定し、施設を地域における役割から改めて考え直し、その上で、改修の在り方を検討することが求められると指摘をされているところでございます。

ホールが他の施設と異なる特徴として、施設の機能面、運営面、設備面の3点が上げられ、将来の大規模改修を見据えて、不具合が発生してからの事後保全ではなく、目標使用年数を設定した長寿命化やライフサイクルコストを意識した計画保全の考え方をあらかじめ導入すべきものであると結論づけております。

ほかにも一般論として、他の公共集会施設との役割整理や、直営あるいは指定管理制度の導入選択、貸館の利用料金の設定や利用者から徴収する事業収入といった自主財源の確保、稼働率の向上や運営スタッフの確保など、多くの効率的・効果的な運営方法が求められています。

本町では、公民館をはじめ老朽化対策が必要な施設を複数抱えており、公共施設の適正化の観点から、町民ホールの議論は、各施設機能の集約化や複合化も含めた議論が必要ではないかとの思いを持っております。そういった意味でも、新たに1つ整備する町民ホールは、その目的に沿った本来の必要性や維持コスト、稼働率の見込みや適正な利用料の設定、効果的な整備を進めるための財源確保も含めて総合的に検討したほうがよいのではないかというふうに思っております。

先ほど、高山議員の質問に対してお答えいたしました御嵩町及び御嵩町議会新庁舎等整備事業懇談会の場にて、こういった視点を御提案しながら、町民ホールの整備についても早急に結論を得てまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

[3番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

3番 山田徹君。

**3番（山田 徹君）**

御丁寧な御回答ありがとうございました。

私、今回こういった質問をした思いというのは、私が中公民館に従事していた頃に、教育委員会が主体となりまして、ホール建設について議論した経緯があります。その当時、職員数名で、いろんなホールを訪れまして、立派なホールがあるなあというような思いで回ったんですけども、私素人ですので、全く箱物のところしか入っていくことができないといえますか、そういったホールに思いがありまして、かなり不十分であった視察であったなあ、結論は出てないんですけども、そういった思いがございます。

可児市文化創造センターアールの第2代目の館長であります衛紀生さんのほうに、かなり全国から視察に地方公共団体の方が見えまして、お話ししていると、建てることばかりに集中して、どう使うか、どうホールを経営していくかという思いが全くなされていないという、そういった視察の方々が多いそうです。ホール経営というのは、やはり経費と収入とということ、お金の面ということでは利益を上げるか赤字になるかということもあるんですけども、

そういったものではなくて、経営そのものは、文化に思います皆様の思いをですね、地域の特性に応じてその経営を考えていかななくてはいけないということで、ホールに期待するものは、その利用者によってそれぞれ異なるというようなことらしいです。測る物差しを皆さんで考えるというような、そういった視点が大切かなあとと思いますので、ぜひそういったことも参考に、今後、専門的な方々の御意見も含めて、このホール建設の在り方については考えていかれたほうがいいかなあとと思います。

12.5億円ですか、このホール建設の経費、計画はそうなっておりますけれども、先ほど町長が上げられました全国公立文化施設協会のデータ試算によりますと、300席ホールで、平均は13億7,500万円だというような資料が出ております。だから御嵩町の今回のホールも、先ほど私、質問の中では高規格なホールだと言いましたけれども、決して華美ではないと思います、平均より下ですから。そういったことも考えますと、できれば財源があるうちに造っていったほうがいいなあと。あれこれ考える時間を要しなくても造ったほうがいいという意見もあると思います。でも、そこは仕切り直してですね、皆さんの御意見を集約して、今後、考えていただくということで、よろしくお願ひしたいと思っておりますので、再質問はなしということで、私からの質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（大沢まり子君）**

これで、山田徹君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は10時20分とします。

午前10時09分 休憩

---

午前10時20分 再開

**議長（大沢まり子君）**

休憩を解いて再開します。

引き続き一般質問を行います。

6番 鈴木秀和君。

質問は、一問一答方式の申出がありましたので、これを許可いたします。

**6番（鈴木秀和君）**

それでは、早速ですが、通告書に従いまして質問に入らせていただきます。

昨年6月の町長・町議会選挙から1年たちました。大きな課題として引き継いだリニア残土問題と新庁舎問題について、車座懇談会で住民の意見を聞くことから始まり、リニア審議会の開催、新庁舎の第三者検証委員会設置など、解決に向けた手順が進められていると感じています。

新庁舎問題については、4月の初めに第三者検証委員会の報告を受け、報告書の内容について、町内3か所3日間にわたり住民説明会を行い、これから具体的な見直し案を検討されると思います。

リニア残土問題については、2月末に審議会の答申を受け、5月10日にJR東海との交渉方針を示され交渉がスタートしています。問題解決に向け、私も知恵を出して協力していくつもりです。

質問は、2つの問題解決に向けた町長の思い、考えをお聞きするとともに、解決に向けた具体策について伺いたく、よろしくお願いします。

1つ目は、新庁舎問題についてです。

まずは、第三者検証委員会の報告書についての質問です。

見直しを検討するためには、報告書の不明点、疑問点を明らかにしておかないと進められないと思います。私も報告書を読み、不明点・疑問点が多くあります。その主な4点について質問いたします。

1点目、町長が第三者検証委員会に検証を依頼した目的に、原因を含む事実関係の調査・検証のためとありますが、何らかの原因があったから一旦休止という状態になったはずですが、すごく重要な点だと思いますが、報告書ではその原因などについて、残念ながら一切触れられていません。

2点目、報告書にも記載されていますが、本計画に関しこれまで6億8,000万円が支出済みになっています。議会での予算承認を得た内容ではありますが、農地転用許可、土地の取得、庁舎移転の承認などの各手続は終わっていません。事業検討のための設計費等の支出は理解できますが、バイパスの交差点工事、農業水利施設工事、下水道管渠整備工事等の工事はその土地に対する工事であり、庁舎移転が決定してから行うべき工事です。確定前に工事を実施したことに問題はなかったのでしょうか。その妥当性について、これも本報告書では触れられていません。

3点目、事業計画の検討と事業費の検討を時系列に並べてみてください。事業計画検討と事業費検討が全くリンクしないで進められたことがよく分かります。事業計画の検討は、平成30年7月の基本構想までにおおむね終わっていますが、それまでに公表された事業費は、平成27年9月の25億円だけです。次に事業費が公表されるのは、基本構想が固まった後の令和元年9月の基本計画策定時の41億円、それも基盤造成費などは含まれていない金額です。令和元年8月、町の中堅職員による事務レベル会議で、事業費総額が65億円を超えると報告されたと報告書に記載があります。残念ながら公表されていません。次の事業費の開示は2年後の令和3年9月の63億円です。

つまり、あれがあったらいい、これがあったらいいな、こんなのがいいと計画内容が先行し、事業費については後でいいんだという進め方に大きな問題があったのではないのでしょうか。

ホールについて、庁舎の複合施設化、住民の要望、防災施設にも転用可能といった点だけで建設費用が財政面に与える影響について、深い議論がされないまま組み込まれる形になったと報告書でも指摘しています。

4点目は、新庁舎に関しては木造にこだわらず、免震構造の鉄筋コンクリート造や鉄骨造に変更することのメリットが大きいとの提案が書かれています。そう言われて、改めて経緯を見直しても、木造を選定した検討経緯に関わる記載はありません。木造はどこで決まったのでしょうか。

以上、4点です。

加えて、町長はこの第三者検証委員会の報告書を読まれて、どんなふうに思われましたか。そして、今後の見直しにどのように生かしていこうと思われましたか。お答えください。

次に、具体的な見直し方針についての質問です。

町長は、見直し案、方向性についてこれまで特段の発言をされていません。新庁舎検討案は現建物の免震・耐震工事案が1番、2番目に現在の場所での建て替え案が2番目、3番で移転新築案の3つの比較検討から始まり、いろいろな経緯があって3の移転新築案で進めるとなっています。事業費で見れば、1、2、3の順で金額が大きくなります。

原案では、物価高騰により総事業費が1.3倍ぐらいに膨れるとの報告書の記載があり、78億円掛ける1.3、100億円を超えることとなります。とても許容できる数字ではありません。

移転新築案の事業費が膨らむのは、報告書説明会で町民の方からの指摘があったように、この計画が軍艦造りの建物だからという指摘がありました。下ばかりにお金がかかって、肝腎の建物にお金が回らないという意味だそうです。確かに建物を建てるための基盤整備に大きなコストがかかっています。

可児御嵩インターチェンジ隣接の工業団地の分譲価格は、土地代プラス造成費等で平米当たり3万4,500円です。一方、本計画の造成費関係は土地代プラス造成費プラス盛土材料費24.9億円、3.7ヘクタールで割りますと、平米当たり6万7,300円、倍近い数字になります。候補地の地盤条件が建物を建設するには費用がかかり過ぎる場所だということです。

もし3の移転新築案を検討するというのであれば、少なくとも当初計画としては計画建物を絞り込むこと、造成面積を絞り込むこと、2つの絞り込みが必要と考えます。

例えばですが、報告書にも記載のとおり、計画当初の必要敷地は、新庁舎が約1万平米、保育園、児童館等で3,000平米、合計1万3,000平米です。候補地3.7ヘクタールのうち半分ぐらいの1万五、六千平米を最初の計画エリアとし、造成費、建築費を絞り込めば、事業は相当圧

縮めるはずで。残る部分は当面簡易な盛土、整地にとどめ、駐車場とか広場で活用し、将来検討するという案はどうでしょうか。

あれも必要、これも必要、コストがかかっても仕方がないということではないはずで。本来の目的は、非耐震である庁舎、中保育園、中児童館の建物の危険性を解消し、安全を確保することであったはずで。

なお、移転新築を検討する場合、これまであまり注目されていませんでしたが、移転後の跡地の利用について全く考えなしでは困ります。現庁舎と東側駐車場で7,400平米、中保育園3,000平米、中児童館870平米、さらには現庁舎北側の旧長楽荘の遊休地が6,180平米あります。合計で1万7,450平米。物すごい広い面積です。これらの跡地について、活用を考えていますか。

町長は、現候補地への移転新築案をベースに見直しを進めたいとの考えに見られます。その理由はどこにありますか。

「ほっとみたけ」車座懇談会の回答に、身の丈に合った計画という回答をされています。身の丈に合った計画とは何を指しますか。事業費の目安でしょうか。

一方で、これも説明会で住民の方から指摘があったとおり、3つの施設は非耐震です。いつ地震が起こるか分かりません。もしもの場合、誰が責任を取るのか、大至急やらないといけないんだと。そのとおりだと思います。

しかし、早い順番は、先ほどの耐震、現地での建て替え、移転新築であり、3の移転新築案は相当に時間を要すことは明らかです。命の問題は別に検討する必要があると町長は言われています。そうであれば、命を守る対策として、仮設建物で非耐震を回避、安全を確保する案を先行検討する考えはありませんか。

伏見小学校は仮校舎を建て、夏休みに移転、2年後の完成まで仮校舎を使う予定です。設計者に確認したところ、仮校舎は耐震設計であり、震度7程度まで大丈夫との回答です。工期も4か月と短期間です。

町は先般予算も計上し、仮設庁舎の検討を実施済みのはずです。まずは命を守る案として、仮庁舎、仮園舎等を検討し、その上で新庁舎については、説明会で住民の方から指摘があったとおり、改めて3つの案の比較検討を行い、選択案と金額について納得感を得る必要があると思います。

町内の学校、公民館において、非耐震建物は耐震工事で長寿命化を図るのが基本施策であったはずで。耐震では危ないなどといったら、耐震工事対策を否定することになります。CO<sub>2</sub>の排出量も新築が最も多くなります。

移転新築を標榜されるなら、それらの点についても納得感が得られる説明が必要だと思いま

す。

質問が高山議員あるいは山田議員と重なる部分もありますが、一応、新庁舎の計画の見直し、考え方、進め方について町長の考えをお願いします。以上です。

#### 議長（大沢まり子君）

企画部長 田中克典君。

#### 企画部長（田中克典君）

それでは初めに、私から第三者検証委員会報告書の不明点、疑問点の御質問についてお答えいたします。

まず1点目、休止事態に陥った原因についてです。

調査報告書は、新庁舎等整備事業を進めたプロセスの手順や経緯を町と議会の動きを中心に相互の事実関係を認定し評価されております。

この結論は、弁護士の委員長、公認会計士及び岐阜大学の教授の計3名の委員が合議で示した客観的な第三者による事実認定の評価であって、報告書に記載された内容は事実ベースとして認められたものであることを前提にするべきというふうに考えております。

その上で、当該報告書において、最終候補地選定、新庁舎に中保育園、中児童館を併設することについては、特段問題は見当たらないと結論づけられておりますが、同書には、最終候補地の選定の過程、結果について町議会に報告するなど、情報の公開は必要であったとも指摘されております。

報告書の中に、事業が休止事態に陥った原因そのものについては明確には触れられてはおりませんが、背景にある条例や各種法令手続における議会との合意形成も含め、4月4日に行われた報告書に関する記者会見の場で委員長から発言のありました議会とのコミュニケーション不足との指摘は、町がより積極的な情報提供に努める必要性があったのではないかという改善に言及された御意見と捉えておりますし、町も今後意識すべき点だと考えております。

続いて2点目、庁舎移転が確定する前に支出された工事についてです。

議員御指摘の工事は、新庁舎の整備事業に伴うものとはいえ、その土地に必要があつて工事したものであり、令和3年度予算の議会議決を得た上で執行した事業でございます。

本町の事案におきまして、この事業を先に進めていくためのスケジュールの設定に必要な地方自治法第4条第1項及び第3項に基づく庁舎の位置の変更条例が可決する特別議決前に当該工事に関する費用を支出した是非について御質問いただきましたが、弁護士に確認したところ、議会で予算議決されたものを執行機関である行政権者の町が当然に行ったものであり、法的に問題ないと考えられる。特別議決の見込み以後、町は予算執行を停止しており、なおさら妥当性の問題は生じないと考えられるとの見解を得ております。

続きまして3点目、事業費検討の進め方についてです。

議員から御指摘ありました中堅職員による事務レベル会議での事業費総額の報告、令和元年8月のものになりますが、こちらは各部局の担当者が今後それぞれ必要になるのではないかと思う事項からおおよそ算出した金額であって、事務レベルでの内部資料として作成・共有したものでございます。

当然にその時点で公表できるものではなかったため、この旨、第三者検証委員会に聞かれて説明をしております。

総事業費の増加とその説明につきまして、町としては、新庁舎等整備計画が進展するに当たって具体化し、明らかになった事業費を盛り込みつつ、概算事業費として公表してまいりました。その後、必要な総事業費の説明を実施していたものと事実認定され、このプロセスは評価できるとされております。

すなわち、建物の詳細金額は詳細設計を行わないと算出できないこと、また造成費用も建物配置や道路線形が決定した後の詳細設計を行わないと算出できないということに理解が示されております。

最後4点目、新庁舎の構造が木造に決まった経緯についてです。

木造庁舎につきましては、平成29年5月、行政懇談会の場で町民の皆様に伝えられたことが初めての公表となります。

内部の記録も改めて確認したところ、公表の1か月前、同年4月に新庁舎建設基本構想の着手に当たり、町職員で構成する新庁舎建設プロジェクトチームが設置されております。

この会議の冒頭、前町長から木造庁舎を前提とする整備方針の発言が、記録上、木造庁舎について言及された初めての記録となりますので、記録や発言を確認すると、本町が環境モデル都市であったこと、町有林の森林信託事業が順調に進み、豊富な木材の供給ができると判断したこと、社会情勢を加味し、低炭素化の実現に向けた木材使用の社会的意義や木育や自然調和といった観点から、政策的に前町長が判断されたのだというふうに考えております。

**議長（大沢まり子君）**

町長 渡辺幸伸君。

**町長（渡辺幸伸君）**

鈴木議員の御質問にお答えしたいと思います。

1点目でございます。

報告書を読んだ思いと今後の見直しについてでございます。

まずもって、第三者検証委員会は、委員会から求められた全ての資料を提供し、またヒアリングに応じて検証されたものでございます。事実の認定や評価した結果を調査報告書にどこま

で記載するか、これもまた委員会が独自に判断されたものでございます。

私としては、委員会に依頼いたしました町がこれまで進めてきましたプロセスについて記載された内容及び委員からの御意見をもって、過去に対する判断に臨んでまいりたいと考えておりました。

そのため、今回の検証では、一切の疑念が生じぬよう、委員の選任や進め方も含め、全てを第三者の委員に依頼させていただきました。

当然、町の意向等が入る余地はなく進みましたので、客観性を持った事実認定と評価されたものと認識をしております。

事実認定のとおり、本事業はこれまで町民の皆様や議会と多くの議論を重ね、御意見を反映しつくり上げてきた計画でございます。また、こういった議論や結論を前提にし、関係者の皆様や関係機関と双方合意の上で進んできた部分も多くございます。

そのようなプロセスに対し、最終候補地選定、新庁舎に中保育園、中児童館を併設することについては、特段問題は見当たらないと結論づけられていることは、当該評価のプロセスは尊重すべきもので、重く受け止めるべきものというふうに考えております。

その上で、報告書には様々なポイントで意見も付されております。

また、これまでに車座懇談会等の場において、町民の皆様から賛否両面の立場で御意見を伺っております。

報告書を参考にしながら、見直す部分についてはしっかり見直してまいりますので、町民の皆様が使いやすい庁舎の機能や規模感となるよう、御意見を伺いながら進めてまいりたいというふうに考えております。

2点目、計画の具体的な見直しの考え方、進め方についてでございます。

議員から御紹介のありました新庁舎の検討は、国が定める所要の耐震基準に満たない現庁舎に代わる災害対応の拠点整備を目的に、現庁舎の耐震化案、現庁舎の場所での建て替え案、新築移転案の3つの比較検討がなされております。

結論に至るプロセスは報告書にて評価されておりますが、改めて整理してみましても、現庁舎の耐震化につきましては、大規模な耐震工事及び老朽化と利便性の改善に伴う大規模な改修工事が必要となってまいります。現在試算するところでも、新庁舎建設費用に近づく額が必要と考えておりますし、必要になる耐震工法を実施することで既存の空間が制約されることになると考えております。

また、現庁舎の場所での建て替えにつきましては、令和3年新たに指定された土砂災害警戒区域、一部は特別警戒区域に含まれた敷地における土砂災害の危険性や手狭な敷地及び狭小道路における災害対応の非機動性、緊急輸送道路となる21号バイパスとの接続や応援部隊の受入

れ能力から、防災中枢拠点としての役割が発揮できないおそれも考えられるところでございます。

このような点を踏まえ、先ほど高山議員の一般質問にお答えしましたとおり、繰り返しのなりますけれども、町といたしましては、新庁舎の位置は現計画地である21号バイパスで進めるのが妥当ではないかと考えておりますが、一方で様々な意見が提言されているところであり、それらを踏まえると、現計画のまま進めるのではなく、しっかりと見直しながら、総事業費の縮減に向け徹底的な努力を図るよう取り組みたいというふうに考えております。

この考えは、御嵩町及び御嵩町議会新庁舎等整備事業懇談会の場に提案したところでございますので、これから議会と意見交換し、一定の合意方針を得られるよう議論を進めてまいりたいというふうに思っております。

加えて、懇談会では、議員御指摘のありました現庁舎、中保育園、中児童館の地震に対する安全対策についても議論してまいりたいと考えております。

それぞれの施設が開庁、開園するまでの間、現在の施設を利用される方や運営職員の安全を守るため必要なコストも踏まえながら、最善の方法を議会と一緒に図ってまいりたいというふうに考えております。

町民の皆様のための事業、早々に前へ進めていく必要性のある事業という点で一致し、先を見据えた前向きな議論ができることを期待しておりますし、町もそのための努力をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

[6番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

6番 鈴木秀和君。

**6番（鈴木秀和君）**

ありがとうございます。

回答がなかった点が1点あるので確認したいんですが、車座懇談会の記録の中に、身の丈に合った計画と町長は答えられています。そのお考えの内容をお話いただけますでしょうか。

**議長（大沢まり子君）**

町長 渡辺幸伸君。

**町長（渡辺幸伸君）**

質問にお答えしたいと思います。

身の丈に合ったというのは、町としての規模感であるとかという部分も含め、近隣市町村と比較した上で突出したものではないということも含めた身の丈ということで、華美になるということではなくて、質実剛健といいますか、そういった形の中でしっかり議論をしていきたい

ということの象徴として話させていただきました。

[6番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

6番 鈴木秀和君。

**6番（鈴木秀和君）**

ありがとうございます。

庁舎建物そのものは23億円ぐらいだったと思います。

ただ、総事業費になると、先ほど説明したとおり、盛土の部分がすごくお金がかかるものから、非常に大きな金額になると。それは両方を合わせた事業費で考えていかなきゃいけないというふうに思います。

1つ戻りまして、報告書について2点だけ質問させてください。

まず報告書を頂いて、町としては何かその報告書の内容について質問されましたか。その内容はどんなものかということが1点。

もう一点が、上之郷の説明会で、ある方がこういう発言をされました。

第三者検証委員会の報告の中でいろいろな指摘があってこそ信頼できる報告書だと。問題はありませんなどということはあるとあり得ない。とても信頼できないという大変厳しい指摘がありました。これは町長覚えておられると思います。これについてどう思われましたか。どう御回答されますか。

以上、お願いします。

**議長（大沢まり子君）**

企画部長 田中克典君。

**企画部長（田中克典君）**

1点目の質問についてお答えをいたします。

調査報告書を受け取りまして、受け取ったその当日、3名の委員の方とも懇談をさせていただきました。

その中で、調査報告書の中身、私、先ほど説明させていただきましたが、弁護士の先生のほうに、先ほど鈴木議員のほうから質問のありました点もその場で聞いて確認をしております。

またその他、能島先生、岐阜大学の先生でいらっしゃいますが、その方に河川の護岸のところの指摘のところのその考え方などについてもお聞きをしておりますし、また耐震性、免震構造、そういったところについての記載もありましたので、そういったコスト的なものがどうかということも確認はしております。以上です。

**議長（大沢まり子君）**

町長 渡辺幸伸君。

**町長（渡辺幸伸君）**

2点目の点について御説明をしたいと思います。

上之郷の説明会での御意見については存じております。

その上でですが、1つはまず今回の検証委員会の報告書、これは先ほども申しましたように、第三者である3名の方が進められてきた内容でございます。

第三者である公平性、客観性という部分についてもしっかりと担保した上で進められてきておりますので、書かれている内容、その書き方等については、それは第三者に委ねるべきかというふうに思っております。

その上で、問題なしという回答ではございましたけれども、改めて指摘を受けている部分、課題としてこういうものが考えられますということが相当数書かれておりました。

我々としたしましては、そちらに書かれている内容そのものが、ある意味、指摘ということも含めて課題として捉え、しっかりと対応し、そのことが意見としてあったということをつまみ、改善に向けてどのように進めていったらいいかということも議論していきたいという考えに至った次第でございます。以上でございます。

[6番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

6番 鈴木秀和君。

**6番（鈴木秀和君）**

ありがとうございます。

これから、先ほどもお話がありました議会との懇談会を通じて、細かい内容については協議していこうということですので、そこでいろいろな話をさせていただきたいと思うんですけど、先ほどの御回答にありました木造の件ですね、これ、結局協議をしたという記録はないということになってしまって、前町長の判断でそうなったということのようです。

木造は、税法上の耐用年数、24年しかないんですね。新庁舎を造るには、耐用年数が24年というのはいかにもちょっと短いかなというふうに思います。

それから、これは木造にしたために、木材調達コストと保管コスト、大体これまで七、八千万円かかっているはずなんですね。この辺も本当にどうしていくかというのはぜひ議論していきたい。

それからもう一点、跡地の問題、これも特に御回答がなかったので、協議の中で議論していきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

以上で新庁舎についての質問は終わります。

議長（大沢まり子君）

6番 鈴木秀和君、続いてどうぞ。

6番（鈴木秀和君）

ありがとうございます。

次に、リニア残土問題について質問します。

本件の経緯を簡単に振り返ると、平成26年、2014年、ちょうど10年前、ゴルフ場開発が頓挫した美佐野エリアについて、御嵩町がリニアトンネル工事から出る残土置場候補地として手を挙げたのが始まりです。

その後、町として残土を利用する工業団地造成の可能性、あるいは残土を活用した亜炭鉱跡空洞充填の研究などをJRに申し入れて模索してきましたけど、いずれもハードルが高く、断念せざるを得ませんでした。

そんな検討の中、平成28年に当該地一帯が環境省の定める重要湿地に選定されましたが、町は公表せず、町民が知ったのは6年後の令和4年のことです。

その令和4年には突然に要対策土を含めた残土受入れを前提に、御嵩町、JR東海、有識者、町民によるフォーラムを開催しましたが、フォーラムの目的である残土受入れについて、安全性の確認、町民の理解が得られず中断、先送りとなっていました。

町長は公約であるゼロベースでの検証ということでリニア審議会を立ち上げ、2月末には答申が出され、それを受けて先日、JR東海との交渉方針を示されたところです。

その内容は、1つに要対策土は受入れを認めない。近隣他市での持ち出し実績があること、その安全性について地元住民の理解が得られないことなどを理由とされています。

2に、健全土については、JR東海が取得した土地を含む利用計画であることも勘案、候補地での受入れを一切認めず、協議に応じないとはしない。ただし、当地が重要湿地であり、保護・保全が重要であることを認識し、計画の一部修正などを含め協議を進めるとの説明でした。

ここで1の要対策土は受け入れないとのことですが、候補地Bだけでなく、JR東海が取得した候補地Aでも当然に受け入れないということを念のためここで確認したいと思います。

2番目、健全土68万立米について、受入れについて全否定はしないということですが、全量受け入れるとも言われていません。リニア審議会において、重要湿地の保護・保全を優先すべきであり、健全土であっても受入れは全面的に反対するとの意見も少なくなかった中、保護・保全も重要としながら、健全土を受け入れるとはどんな交渉をイメージされているのでしょうか。

さて、ここでリニア残土問題について、御存じのこととは思いますが、少し補足させてください。

国の行う公共工事は、発生土の処理計画を作成した上で工事を開始するルールになっています。しかし、リニアはJR東海の民間工事ですので、そのルールの適用はなく、残土処理計画が不十分のまま工事が開始され、御嵩町だけでなく各地で残土処理問題が発生しているのは御存じのとおりです。

JR東海は工口、トンネルの掘るスタートのところですね。工口近くに残土を置くことを基本としてお願いするもので、決まり事ではないとフォーラムでも回答しています。

実際に近隣の瑞浪市、可児市、多治見市、春日井市の工区において、健全土は砂利とか採石を取った跡地などの許可のある民間残土処分場に運び入れられており、盛土等による恒久的な発生土置場の例はありません。

3番目に、重要湿地についてです。

平成24年のリニア環境影響評価書について、岐阜県知事は重要な湿地は回避することと意見をつけられております。JR東海は、前沢湿地などの重要湿地は回避したと回答しています。

美佐野が重要湿地に選定されたのはこれ以降の平成28年なので、このときは対象ではなかったのですが、JR東海は、知事コメントに対する回答からも重要湿地の保護・保全の重要性は十分に認識していると思います。

さて、人間の活動によって発生する環境への影響を緩和・補償する行為を英語でミティゲーションといいます。これによると対応すべき順番は1に回避、2に最小化、3に修正・修復、4に軽減、5に代償とされています。

より簡単に言うと、回避・低減・代償の3段階です。

日本では代償が優先される傾向で、JR東海も保護・保全の協議の中で移植とか播種とかの代償提案が主でした。そうではなく、回避・低減・代償の順に検討すべきなのです。

まさに本件は重要湿地の保護・保全策として、どこまで回避できるか、回避するのか、最小化にはどうするかなどを順に具体的に協議検討、交渉すべきと思います。

御嵩町においては、産廃問題以降、町の環境憲法である環境基本条例が住民参加でつくられました。そして、同じく町民の力で希少生物のレッドデータブックが作成されるなど、環境の町として歩んできた道があります。また、本件に関しては、日本生態学会、日本野鳥の会、ラムサール・ネットワーク日本、WWF ジャパンなど、日本の名立たる環境関連の団体から保全を求める要望書、声明が出されています。

御嵩町の対応に注目が集まるとともに、まさに御嵩町の環境に対する対応が問われる重要な事案だと思います。

当該地の保護・保全策については、詳しい方が町内に何人もおられます。当地の保護・保全はどうするのがよいのか、意見を聞く、力を借りる、そういう考えはありませんか。

J R東海との協議、交渉に向け、重要視する点、守るべき点をどこに置いて交渉されるのか、町長のお考えをお聞かせください。以上です。

**議長（大沢まり子君）**

町長 渡辺幸伸君。

**町長（渡辺幸伸君）**

では、お答えさせていただきたいと思います。

リニア中央新幹線の建設工事に伴う発生土の中には、基準を超える自然由来の重金属等や酸性化の原因となる硫化鉱物が含まれている場合があります、それらを要対策土として取り扱うことになるわけですが、リニア発生土置き場計画審議会でも大きなテーマとなりました。

J R東海から提案のあった発生土置き場計画は、町有地である候補地Bに封じ込め工法による恒久処分とするというものであり、現時点では議員御質問の候補地Aへの恒久処分の提案を受けてはおりません。

よって、仮定の質問に対してお答えすることは非常に難しいことですが、現時点での答弁となります。

ただし、要対策土の恒久処分場は認めず、J R東海に対策を求めることとしたのは、要対策土が近隣他市で持ち出し等の処理実績がある以上、恒久処分場が地元や町民の理解を得られないと判断したことによります。

御質問の件は、町の協議方針とも異なるものであり、発生土の解決から大きく後退することになると考えておりますので、J R東海もその点を踏まえた判断をされるものというふうに思っております。

2点目でございます。

これまで長年の課題となっておりましたリニア発生土の解決を前に進めるためには、J R東海との協議が必要であり、計画を一切受け入れないというスタンスでは協議にならないと、そのような判断をして方針を決定したことは、これまで公言してきたとおりでございます。

とはいえ、重要湿地と生物多様性保全の重要性や必要性については重々認識しております。審議会の答申にもありましたとおり、J R東海にもその旨しっかりと伝え、前提として双方その重要性を認識した上で協議を進めてまいります。

交渉のイメージにつきましては、現在の計画や提案をそのまま認める協議ではなく、J R東海と協議・協力しながら最大限工夫し、より保全が確保できるよう改善できる点を積み重ねていくべきと考えております。

一定程度保全が確保され、その後も考慮する中で環境に対する最小限の影響で済むことが望ましく、そのためにはエリアの縮小による影響の低減や回避を見据えながら交渉することや、

J R東海による具体的な保全への協力メリットも得ながらの交渉になってくるとイメージしております。

3点目でございますが、リニア発生土置き場計画審議会では、湿地の有識者、環境カウンセラー、当地の環境に詳しい方にも委員になっていただき、各界各層の委員の皆様と置場計画について幅広く議論を重ねていただきました。

その結果、審議会の答申は両論併記となり、その選択の判断を委ねられた中で採用した意見に基づき協議方針を決定したところでございます。

J R東海に伝えました協議方針とその合意に即した中で、これまでにお聞きした意見以外の観点であれば、必要に応じてお聞きすることもしっかり検討してまいりたいというふうに思います。

大きく大項目2点目でございます。

重要視する点、守るべき点、いかに、どこに置いて交渉するかという点でございます。

交渉におきまして重要視する点、守るべき点についての考えを問われましたが、何といたしましてもしっかりと安全・安心の確保と地元の皆さんにとりまして不安が払拭され、納得感のある形で進めていくことでございます。

地元に入り、私が個別直接行ってまいりました意見交換の中でも、お願いは安全第一に、その上で環境に配慮しつつ進めてほしいという意見が多かったものと認識をしております。

そのために、町主導で安全性のチェックや監視体制を構築できるようJ R東海に求めるなど、全ては地域の皆さんに安心していただける形を目指すことになっていくと考えております。

町が求める交渉は、公表済みの協議方針、要対策土の現計画、候補地Bの恒久処分は認められず、J R東海に対策を求める、安全性の確保及び担保を協議する、J R東海と協議・協力しながら環境保全対策を進めるの実現そのものであるというふうに思っておりますので、その姿勢で強く臨んでまいりたいと思います。以上です。

〔6番議員挙手〕

**議長（大沢まり子君）**

6番 鈴木秀和君。

**6番（鈴木秀和君）**

ちょっと2点確認させてください。

1つ目が、J R東海が候補地Aを大部分所有したというのが全面的にノーと言えない一つの大きな理由だったと思うんですが、このJ R東海が候補地Aを購入したのはフォーラムの途中なんですよね。つまり、まだ協議をしている最中なのに、裏で候補地A、14ヘクタールを買ってしまったと。こういうことに対して、このJ Rの姿勢、これについて町長、どう思われます

かというのが1点。

もう一点が、先ほどちょっとよく要対策土の対応が分からなかったんですけど、今は確かにBに入れたいということでそれはノーだけど、当然Aに入れたいということを書いていないから、何かまだそれはこれからだみたいなニュアンスにも聞こえたんですけど、当然に、Aにも要対策土は恒久処分場にしないという理解でよろしいですか。念のための確認です。

以上2点お願いします。

**議長（大沢まり子君）**

町長 渡辺幸伸君。

**町長（渡辺幸伸君）**

失礼いたしました。

まず1点目でございますけれども、理解が起きるのかどうかという部分は懸念としてフォーラムの中でもしっかり伝えさせていただいたということでございますので、1点目についてはそのような回答にさせていただきたいと思います。

2点目でございます。

候補地Aの部分でございますけれども、Bの部分は町有地ということもでございます。その部分について、Aの部分、大多数、その部分については民有地でございます。確かにこちらから意見を申すことというのは直接的にはできない可能性もありますが、町有地もございまして、今までの考え方、こういった経緯で進められてきた審議会の経緯、あるいは町としての方針、そういったことをしっかり伝えていくことは必要になってくるかというふうに思っております。以上です。

[6番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

6番 鈴木秀和君。

**6番（鈴木秀和君）**

ちょっと両方ともよく分からなかったんですが、1点目のJR東海の姿勢、交渉している最中に裏で候補地Aを買ってしまったという姿勢についてどう思われますかというのが1点目。

2点目、非常に中途半端な回答でみんな結構びっくりしてしまっていて、候補地Aに要対策土を入れるのかというふうに本当聞こえます。それはいいですねと何回も言っていますので、それについてお答えください。

**議長（大沢まり子君）**

町長 渡辺幸伸君。

**町長（渡辺幸伸君）**

すみません。1点目については、企画部長から答えをさせます。

**議長（大沢まり子君）**

企画部長 田中克典君。

**企画部長（田中克典君）**

1点目の御質問です。

議員の御指摘であった、フォーラムを開催している途中にJ Rが購入を進めているといったところの話でございます。

町のほうはそういった話を聞きまして、町としても今現在フォーラムを開催している中でそういうことを進めるのが果たして住民の皆さんの理解が得られるのかというところの懸念ということは伝えさせていただきました。

ただし、土地の取引につきましては、民と民の契約行為、そういったものでございますので、町から何かしらの権限を持って、そういったことはできない状況であるということです。そういった中でJ Rに対してそういった懸念の意見は伝えたというところでございます。以上です。

**議長（大沢まり子君）**

町長 渡辺幸伸君。

**町長（渡辺幸伸君）**

2点目についてでございます。

候補地Aに搬入するということに関してでございますが、これに関しては基本的に今までのプロセス、それから議会の経緯等からして、これは基本あってはならないことというふうに認識はしております。

その中に民民ということの先ほどの話にもございましたけれども、取引の関係ではございませぬけれども、町有地が中に含まれていることもありますので、その点で先ほどの進め方等々についてはしっかり申し述べていきたいというふうに思っております。

〔6番議員挙手〕

**議長（大沢まり子君）**

6番 鈴木秀和君。

**6番（鈴木秀和君）**

同じ質問をしても意味がないので、一応要対策土は入れない心積もりであると理解しましたので、そのように解釈します。

それから最後に、エリア等についてですね。健全土を入れるほうの話です。

健全土を入れるエリア等については、縮小とかそういうことも踏まえて交渉していきますということでした。

候補地Aは16ヘクタールのうち14ヘクタールがJR東海のものですが、2ヘクタールぐらいは町有地が入っています。ですから、別に町としての判断はそこで示せるはずですので、別に全部民有地ではありませんので、その辺はよく心していただきたいと思います。

それからもう一つ、候補地B、これは町有地なんですね。ですから、先ほどのエリアを縮小するという考え方からすれば、候補地Bについて重要湿地であり大変重要な場所なので、健全土の受入れはやめてほしいというスタンスで臨めるんだと思います、交渉ですから。

でも、明らかに町有地です。こちらにイニシアチブがあるんです。そういう姿勢で臨んでいただきたいと思いますが、それくらいのお気持ちはありますか。

**議長（大沢まり子君）**

町長 渡辺幸伸君。

**町長（渡辺幸伸君）**

ただいまの点にお答えさせていただきたいと思います。

おっしゃるとおり、候補地Bのほうについては全て町有地でございますので、こちらに交渉権限があるというふうに認識をしております。

その上で、先ほど申しましたように、重要湿地であり、希少植種等々、自然保護として必要なものがこの中にしっかりございますということも双方認識した上でこれから協議をしていきたいというふうに思っておりますが、最小限の仮に受け入れるというか、盛土として入れるということに関しても、最小限で環境に配慮をした上で進めていくという方針でしっかり臨んでいきたいというふうに思っております。

[6番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

6番 鈴木秀和君。

**6番（鈴木秀和君）**

ありがとうございます。

ぜひその姿勢でお願いしたいと思います。

さて、リニアについてはこの交渉が始まったすぐに瑞浪のほうで井戸がれの問題が発生しました。トンネルを掘って行って上から水が抜けてしまったということなんですけど、もともと岐阜県知事が言われた重要湿地は避けることという意味は、下にトンネルが走ったら上の湿地の水が抜けるよと、こういう意味合いで避けるようにと言われたんだと僕は思っています。

したがって、それに関してはこれからこの後、岡本議員のほうが質問されると思いますが、一応私はその前段の要対策土、健全土についての質問までとして、井戸がれの問題等については岡本議員のほうの質問に委ねたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（大沢まり子君）**

これで、鈴木秀和君の一般質問を終わります。

続きまして、11番 岡本隆子さん。

質問は一問一答方式の申出がありましたので、これを許可いたします。

**11番（岡本隆子君）**

それでは、お許しをいただきましたので、大きく2点について質問をさせていただきます。

1点目です。

リニアトンネル発生土置場計画についてということで、町民への説明についてということが1点目でございます。

渡辺幸伸町長は、選挙公約で安全・安心な暮らしを確保します。環境保全に力を注ぎます。リニア残土処理問題は、当該地域の皆さんの声をしっかり受け止め、不安解消に取り組みます。リニア残土はゼロベースで地元と対話、SDGsの考え方を目標にしたまちづくり。リニア問題については、地元寄り添うということを掲げられて当選されました。また、選挙中の演説会では要対策土は持ち出すと発言されたと聞いております。

そして、町長は、当選後に御嵩町リニア発生土置き場計画審議会を設置されました。その冒頭の町長挨拶において、ゼロベースで地元と対話をし、地元の理解・合意を得てJR東海と協議をしていくことを公約に掲げさせていただきましたと述べられています。その後7回の審議を経て、今年2月に会長から町長に賛否両論併記の答申書が提出されました。そして、5月10日に要対策土は搬入を認めない、健全土については一定程度保全が確保されることが前提条件で受け入れるというJRとの協議方針を報道発表されました。

私は地元で説明した後に方針を決められるものと思っていたので、答申から2か月ほどで方針を決められたことに驚きました。といいますのも、3月30日の新聞報道では、町は2024年度中に方針を決めた後、JRと協議するとしているとの報道がありました。

なぜ町長はそれほどまでに急がれたのでしょうか。あれほど地元と対話、理解、合意、地元寄り添うと言ってこられた町長ですが、地元にはこれまでに説明がありません。これはなぜでしょうか。

また、5月18日に上之郷地区リニアトンネル残土を考える会、これは上之郷地区の住民の皆様が会員であり、総会には自治会長が出席されているという公式な会でございますけれども、これの総会が開催されまして、そこで全会一致で決議がなされています。その決議の中で、町とJR東海にリニア説明会の開催を求めています。

町民はリニア残土置場計画の公正中立な基本的な情報を得ていません。このような大問題を

広報紙「ほっとみたけ」で連載するぐらいのことがあってもいいのではないかと考えていました。

基本的なものから専門的なものまで、公正中立な情報提供をすべきではないですか。判断をする前に町民の意見を聞くべきではないですか。町長の見解をお伺いいたします。

リニアトンネルの問題についての2点目です。

自然保護団体や学会からの計画見直し等の要望書や意見書に対してどう答えるか。

リニアトンネル残土置場計画に対して、これまで多くの自然保護団体から要望書や意見書や声明が出されています。それは以下のとおりです。

令和5年3月27日、日本生態学会、計画見直しの要望書、令和5年8月3日、日本野鳥の会、計画予定地の変更の要望書、令和5年10月6日、ラムサール・ネットワークジャパンから残土受入れを拒否、湿地群の保全を求める意見書、そして令和5年12月10日、WWFジャパンから美佐野ハナノキ湿地群の保全に関する声明、そして令和6年4月4日、日本弁護士連合会からリニア残土処分、湿地保全に関する会長声明というものが出されています。

これまで町と町民が協働で御嵩町の環境施策を築き上げてきました。これは先ほどの鈴木議員の質問の中でも盛り込まれていました。

それだけに、各方面から御嵩町のこれからの施策の在り方が注視されているわけです。

町民及び後世に対してどのような判断を示すのか。特に日本の生物多様性国家戦略や県の生物多様性ぎふ戦略、特にぎふ戦略で湿地の重要性がうたわれています。大げさではなく、世界中から御嵩町が注目をされています。後世の評価に耐え得る判断をしなければなりません。

判断の根拠、過程の説明をすべきだと考えますが、町長の御見解を伺います。

3点目です。

「ほっとみたけ」5月号に掲載のリニア体験についてでございます。

「ほっとみたけ」5月号と地域情報誌に超電導リニア体験の写真とその様子が掲載されました。上之郷の自治会の皆さんに、山梨実験センターでの超電導リニア試験立会に参加していただきましたとの記事ですが、町長も同行され、参加いただいた皆様ありがとうございますと挨拶があります。

1番で質問しましたように、町民や地元の説明がないまま、このような試験立会が催されたことに私は納得できず、この催しにととても違和感を覚えました。

町内に今問題となっている環境省選定の重要湿地があるのに、町民にはそのことは知らせず、見せる機会もなく、なぜリニア体験なのでしょう。この企画はどこが計画されましたか、御見解をお聞かせください。

というまず3点についてお伺いをいたします。御答弁よろしくお願ひいたします。

**議長（大沢まり子君）**

町長 渡辺幸伸君。

**町長（渡辺幸伸君）**

3点御質問を受けました。

そのうちの2点、1、2について御説明をしたいと思います。

まず1点目、協議の方針を決めた経緯についてお答えをいたします。

この問題につきましては、令和4年度の御嵩町リニア発生土置き場に関するフォーラムにおいて、また令和5年度の御嵩町リニア発生土置き場計画審議会と長年にわたって皆様から御意見を伺ってまいりました。

また、就任直後から町民の皆様の町に対する率直な御意見をお聞きするために開催いたしました車座懇談会の場でも、リニア発生土に関する御意見をお聞きしてまいりました。

特に審議会では、公表の議事録にもあるように、各界各層の委員の皆様から多くの意見が出され、いただいた答申はそういった議論を含む広く意見が出尽くした結論であったというふうに認識をしております。

これまで公言してきたとおり、重みのある答申を受け取った以上は、内容を尊重しながら協議の方針を検討してまいりました。

私のほうでいつまでに方針を示したいということでもなく、いたずらに時間をかけるというわけでもなく、自然体で判断し、決めさせていただきました。それが先月のタイミングとなり、5月10日に発表をさせていただいたということになります。

先ほど前述いたしましたフォーラム及び審議会の資料や議事録は全て町ホームページにて公開をし、情報提供をしてまいりました。置場計画の詳細やJR東海の対策、各回でいただいた皆様の御意見や意見に対する回答についても御確認いただける状態に引き続きしております。

また、ホームページだけではなく、広報紙「ほっとみたけ」を活用し、5月号の巻頭にて、置場計画の概要や審議会から受け取った答申の概要も掲載をさせていただいております。

私は、審議会から答申を受け取りました2月末以降、2か月半にわたって地元自治会や町内農業関係者、利害関係者の皆様へ答申書の内容を個別に直接報告しながら意見交換をさせていただきました。

意見交換の場では、皆様の願いが安全第一であることを再確認し、また安全確保のためにも早くしっかりと協議を進めるべきとの声をいただきました。

審議会の全委員が一致して結論づけられた町長に判断を委ねると、両論併記の選択と同様、このような意見交換の場においても、安全確保を担保し、環境保全に配慮するようJR東海に求めるべきで、その内容は町長に判断を委ねる意見を多くいただきました。

判断を委ねられた身として、答申や直接いただいた意見も踏まえ、慎重に協議方針を決定してまいりました。選択いたしました結論は、その意見や評価の理由に私自身が納得し、総合的に判断したものでございます。

したがって、地元の皆さんの声をしっかり受け止め、対話を通じて地元へ寄り添いながら不安解消に努めていく公約にいささかのぶれもございません。

決断した協議方針と判断に至った理由については、広く町民の皆様にお知らせするための記者会見を通じて公表し、J R 東海との協議に速やかに着手したところでございます。

置場計画の協議は、J R 東海に方針を伝達してすぐ、瑞浪市大湫町地内でリニアトンネル掘削工事による井戸等の水位低下の事案が発生し、一時停止を申し入れたところでございます。

上之郷地区自治会、特にトンネル工事の地元である美佐野・次月自治会の皆様には、情報発信を行っているところでございますが、不安解消に向けて引き続き意見交換を積み重ねる中で説明していきたいというふうに考えております。

2点目でございます。

自然保護団体や学会からの要望書や意見書、意見等は、町としてその趣旨は理解し、審議会においてその情報を踏まえて議論していただくことが望ましいと考え、事務局から委員には情報共有した上で議論を重ねていただきました。

審議会では、全委員が共通して、開発に当たり自然環境及び生物多様性の保全上、特に配慮すべきであるとの認識で一致し、議論されております。

また、答申では、この場所が希少種の生息・生育地であって、自然環境及び生物多様性の保全上、特に配慮すべきであるということ、J R 東海と町が前提として、双方共通の認識に立つことを求められております。

町といたしましては、環境保全の重要性については十分に理解しております。

一方で、盛土計画の受入れについては、J R 東海の自社用地があることや、これまで地元や町とJ R 東海が協議してきた経緯から、発生土の課題解決を前に進めていくためには、J R 東海との協議が必要であり、総合的に見て、計画を全て受け入れずに協議を拒むものではなく、計画の一部修正も視野に入れつつ、健全土の受入れはやむを得ないと判断をしたところでございます。

現計画をそのまま認めて受け入れるというわけではなく、J R 東海と協議・協力しながら最大限工夫・改善することで、環境への影響を低減し、一定程度の保全が確保できることを目指して協議してまいります。

本町の立場としては、リニアの早期開通を図りつつ、環境保全も両立していくものというふうに捉えております。以上でございます。

**議長（大沢まり子君）**

企画部長 田中克典君。

**企画部長（田中克典君）**

それでは3点目、リニア体験についてお答えいたします。

審議会からいただいた答申の内容報告と意見交換のため、地元の皆様に説明して回った際、本町のリニア関連の報道は重要湿地や発生土置場が中心となっているが、本線の社会的意義や最先端技術の面にも目を向けて考えないといけないのではといった意見や、盛土工事は本当に安全にできるのか等の意見を伺いました。

そこで、JR東海が実施しているリニア本線の試験立会いに参加し、実際に時速500キロメートルを体感していただくことで、品川・名古屋間を最速40分で移動することや、国土大動脈輸送の二重系化が可能になることなど、リニアの目的に思いを巡らせていただき、本町が求める早期開通の促進に対する必要性を理解いただけるものと考え、企画課で計画いたしました。

日程や定員の都合もありましたので、参加の募集につきましては、本線工事の地元である上之郷地区の令和6年度の自治会長様を中心に、自治会の役員等にもお声がけをいただき、御希望された皆様に御参加をいただきました。

なお、広報紙では紙面の都合上御紹介できませんでしたが、本企画はリニア体験だけではなく、中津川市内の岐阜県車両基地工事現場の視察も併せて行っておりまして、実際の盛土工事を体感いただいた上での意見もいただくことができました。

このように、現地で体感された地元の皆様に御意見いただけたことは、町が協議方針を決定する参考としても大変意義のある視察になったものと考えております。

〔11番議員挙手〕

**議長（大沢まり子君）**

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

それでは、幾つか再質問をさせていただきます。

まず、町民への説明についてですけれども、町長は利害関係者や農業団体やいろんな自治会の方とか、そういうところへ出向かれたということなんですけれども、それで町長は総合的に判断してということをおっしゃっていますけれども、ここは審議会から答申が出て、そして町長が方針を決定される、審議会でも町長に委ねると言っているわけですから、町長が方針を決める一番大事な局面なんですよ。

町長はこれほど地元寄りということをおっしゃっていた以上、これって個々に何人かに出て、一体何人の方にお話を聞けたんですか。

地元へ寄り添っていくということは、町長が自分の言葉で、自らの言葉で丁寧に、どうしてそういうふうに自分は判断するかということの説明すべきことだと思うんですよ。今がその局面、今が一番そういうことを町長がすべきときだと私は思います。

それがやはりなされていないというふうに、個々に行かれたとしても、個々に行って、何人かに聞くということが、本当にそれが地元の意見を聞いた、寄り添ったということになるんですか。

まず、その点について町長の見解をお伺いします。

そして、もう一点ですけど、町が説明会を開いてないということで、町民にこの受け入れること、計画全体、「ほっとみたけ」にちょっと載っていましたが、こういう計画で、そしてこういうメリットがあるよ、デメリットがあるよ、こういう問題があるよ、こういういいメリットもあるよというようなこと、そして重要湿地がこれほど貴重だよということ、そういうこと全ての情報がきちっと行き渡っていないわけですよ。町民に、だって一回も説明やっていないですから。

だから、車座懇談会で幾ら意見を聞いても、それは正しい情報が出た中での意見ではないわけです。だから、そういう説明をした上で意見を聞くよということであればいいと思いますが、何もその情報が十分でない中で、いきなり町長が訪ねてこられて聞かれても、安全にやってもらえばいいんじゃないですかとか、そういうことしか言えないんじゃないかというふうに私は思いますけれども、その辺り、町長の言葉で、自らの言葉で丁寧にどうして受け入れるんだということを説明すべきだと思うんです。それ一度もなさっていないですから。

その点について、まず町長に見解をお伺いいたします。

#### 議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

#### 町長（渡辺幸伸君）

ただいまの点について御説明をしたいと思います。

まず、審議会開催に当たりまして、リニアトンネル残土を考える会あるいは上之郷地区自治会から委員にも入っていただきまして、御議論をいただいております。

その際に、その会あるいは自治会としての意見という部分をしっかりその審議会の中で御議論いただいたという認識でおりますし、意見もしっかり出尽くしたというふうに考えております。

ただし、これは別の御意見もございました、これは車座でもございましたけれども、なかなかこういった公開の場では自分の意見を言うことは難しいという方も一定数お見えになるということもお聞きしました。

自治会長さんと相談もしながら、こういう個別に回った方のほうが御意見が得られるということも含めて、私が直接お訪ねしまして、今回の経緯等を地域住民の方に御説明をさせていただきました。

その際に、プラス上之郷地区の自治会長が一堂に会する場に合わせて伺ったもの、あるいは地元の農業の水を利用されている方に伺った部分についても、先ほど申し述べさせていただいたように、説明をして上がった次第でございます。

中には、もともとその計画そのものに反対してみえる方という方にもお会いして、その経緯であるとか、現在の状況であるとか、そういうこともしっかりお聞きをし、意見を集約していったという経緯がございますので、その点をまず御報告をさせていただいて、地域住民に対する説明について、しっかり敬意を持って進めてまいりましたということを報告させていただきます。

[11番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

審議会のほうに上之郷の自治会の方からも出ていただいたということなのですが、審議会は14人のメンバーのうち町民が9人ですね。そして上之郷地区の方はそのうち3人なんです。そこで自治会の意見が出たというふうに言われますけれども、一体これ、御嵩町の人口が約1万7,606人、これの中で何人の上之郷の方に聞かれたのかですよ、今団体と言われましたけれども。

でも、それでも町長はいろんな方に意見を聞いたよというふうに言われるんですが、ただし、でもさっきも言ったように、説明会をやって、きちとこちらから情報提供をしていないわけですよ。

そういう中で意見を聞いても、やっぱり町長は、都合のいい人だけの意見を聞いたんじゃないかというふうに言われても仕方がないと思うんですよ、これは。説明会やっていないですから。説明会をやった中でいろんな人がいろんな立場で意見を言ってこそ、人の意見も聞けて、自分はどういう判断ができるかなということができると思うんですけど、そういう説明会もない中で、もう地元の意見を聞いたから、もうこれで理解・合意を得たと、それで言えるのか。それで地元の理解・合意を得たというふうに町長がおっしゃることについては非常に疑問を持つんですね。やっぱり都合のいい人だけの意見を聞いたんじゃないかというふうに思われても仕方がないと思うんです。

とにかく説明会はなぜしなかったんですか。何か説明会をすると都合が悪いということがあ

ったのでしょうか。

新庁舎に関しては、もうすぐに説明会をやっておられます。第三者委員会の検討委員会ですか、その調査報告を受けて、すぐに3か所でもやってみえますけれども、このリニアについても審議会の答申が出たら、これはなぜすぐやられないんですかねということをもう一度、なぜ説明会をしないのかということをもう一度、1点。

それから、町長は自然体で判断したということをおっしゃられるんですが、何かどうして説明会を開いて地元とじっくりもっと対話をするという時間が取れなかったのか、なぜそんなに急がれたのか、そのことをもしあればお答えください。

**議長（大沢まり子君）**

町長 渡辺幸伸君。

**町長（渡辺幸伸君）**

ただいまの質問に対しての答弁になりますけれども、説明会について、先ほど懸念されていたような、一方的に同じ考えを持った人だけに聞いたのではないかということについては、先ほど説明したとおりでございます。

その他、自治会の新たな自治会長さん、その役員さん等々について聞いてまいりました。それから、あるいは先ほどの盛土、それからあちらのリニアの建設に対しての山梨リニア実験線のほうへ赴いた際についても、しっかりその中で議論をさせていただきました。自治会長さんが中心になりますので、その際にお話もさせていただきました。そういったプロセスはございます。踏まえて、あくまでも軽々に急いだということではなくて、あくまでも自然体で進めていったということになります。

一方で、後ほど協議も、議論もさせていただきますけれども、瑞浪大湫で水がれの話もございました。これについてしっかり説明すべきということもございます。

そういった点でお話をする機会という部分もしっかり持っていきたいと思っておりますので、今お話があった点がしっかり説明されていないということでもございますので、その際にはしっかり説明をし、審議会等の経緯等も含めて説明をし、進めていきたいというふうに思っております。

[11番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

ありがとうございます。

また後で水がれの問題も質問をしますので、これについても説明していくという理解でよろ

しいですか。

**議長（大沢まり子君）**

町長 渡辺幸伸君。

**町長（渡辺幸伸君）**

それに併せて説明をしていくということですが、説明の仕方について、僕は先ほどちょっと申しましたけれども、そういった大勢の場でなかなか御自身の意見が言えないという方も一定数いるということもしっかりお聞きしましたし、そういうところには出たくないという方もお見えになりますので、車座方式であったりとか、やり方は少し考えさせていただくことにはなるかと思えますけれども、説明をしていきたいというふうに思っております。

[11番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

この件につきましては質問は終わりますけれども、車座は一方的に住民が言うのを聞くというのが車座ですよ、今までのやり方です。そうじゃなくて、町長の言葉で、どういうふうにしていくかということをお聞きしたいんです。

ですから、やり方と言われましたけれども、車座ではなく、説明会をやっていただきたいということを切にお願いをいたします。

やはり、皆さん町長のことをとても信頼していらっしゃるんで、本当にそれに応えるという意味でも、地元に寄り添うという意味でも、ぜひこれはやっていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、2点目の自然保護団体の件ですけれども、これは、例えばぎふ戦略の中では、湧水湿地の保全、そして希少野生生物の保護区域の指定、そして公共事業における生物多様性の配慮、絶滅危惧種の原生息場所での保全、こういったことがぎふ戦略でうたわれておまして、発生土を引き受けるということは、さっきから配慮しながらJRと協議というふうにおっしゃいますけれども、なかなかこのぎふ戦略の規制からすると受け入れるというのが、どういうふうに協議をされていくのかなと思えますが、非常に困難な気がします。

ぎふ戦略と、そして町は、環境基本条例、そして希少生物保護条例、こういった2つの条例との整合するように受入れ問題を決めていかなければいけないと思うんですけれども、そういったことに対して、ぎふ戦略とか御嵩町の条例に照らし合わせての町がこういうのがあって、こういうふうに判断しましたというところを発信していくべきだと思うんですよ。

これはいろんな団体から出ている要望書や意見書や声明は、ここの前にお聞きしたときに、

町長は各団体から求められた計画の変更や保全については、地元住民の理解を得ながら、町と町民が一緒になって解決していかなければならない問題であるというふうにおっしゃっていますけれども、もちろん町民の意見を聞くこともそうですが、やはりこれは御嵩の問題だから御嵩で解決するんだよということではなくて、国際的な視点を持って、30by30のこの国際条約に批准しているわけですから、そういったことに照らし合わせても、情報提供といえますか、その判断をこうやって判断したということを外に出していくことが、私はこういった声明とか意見書とか要望に応じていくことだと思うんですね。

ですが、今のところそういうことが全くないです、そういう情報提供が。それについては町長はどういうふうに思われているのか。

ですから、受け入れるという要望、環境審議会やフォーラムやそういうのを得て、そして総合的に判断して受け入れるということじゃなくて、論理的に、科学的にやっぱり説明が必要だと思うんですが、その情報発信が全くできていないと思うんです。

そのところについては、何か町長のお考えがありますか。御見解をお聞きます。

**議長（大沢まり子君）**

町長 渡辺幸伸君。

**町長（渡辺幸伸君）**

ただいまの点についてでございますが、様々な団体がいろんな要望であったりとか御指摘、こういった懸念についての御意見というのを団体からいただきました。

その団体からいただいた内容については、いただいた内容そのものを全て審議会のほうにお諮りをさせていただいております。資料提供をさせていただきました。

それを踏まえて審議会の中でしっかり御議論をされたという認識でございます。

その発言等も含めて、それを踏まえたものであれば、ホームページ等で掲載されているということも含めまして、その内容について皆が知る機会ということはあるのではないかとこのように思っております。

そういった点を踏まえて、この各種団体等からいただいた意見という部分については、しっかり反映し、それを踏まえた上で、ある程度それを審議された中で今後JRと協議に臨んでいきたいというふうに思っております。

[11番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

審議会の中でこういったことは論点になったかもしれませんが、こういったことを町として

どう考えるかということの情報発信がやっぱり私はできていないと思いますので、これ以上質問してもあれなので、この点についても今後よくまたお考えいただきたいというふうに思います。

3点目のほうに行きます。

これは田中部長のほうから答えていただいたんですけれども、これは4月10日に実施されているんですかね。

まず、主催者は御嵩町ということですが、これは費用が幾らかかったのか。そして、これは当然今年の予算で執行されたわけなんですけれども、これって議会に対して説明されましたか。私はちょっと記憶がなくて予算書を調べたんですが、どこに載っているのか見つけられなかったんですけれども、まずこの点について教えてください。

**議長（大沢まり子君）**

企画部長 田中克典君。

**企画部長（田中克典君）**

今、2点の御質問をいただきました。

まず1点目、費用についてでございます。

今回、御嵩町のほうが企画しまして、バスの運行を委託いたしました。そのためのバス運行委託費として22万円の契約ということで、東濃鉄道様のほうにお願いをして運行をしていただいたところでございます。

続きまして、2点目のほうです。

議会への説明というところの質問であったかと思えます。

今回、先ほど私から説明させていただきましたが、そういった地元の声を回る中で声を聞いたのが、当初予算がもう既に固まった後のことでもございました。

とはいえ、そういった今後JRとの協議方針の決定を速やかに検討していきたいといったところで、緊急に対応する必要性が生じたので、費用をどこからというところで、運行距離の関係上、ちょっと行政バスでの支出が困難であったということもありまして、総務費の委託料の予算の中からバスの費用を支出させていただいております。以上でございます。

[11番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

これ、当初予算が固まった後で緊急に対応する必要性があったということなんですけれども、でも3月に当然予算の議会をやっているわけですから、しかもこれ、今、御嵩町で一番局面の

問題じゃないですか、リニア問題って。それについて、22万円ですか、予算をつけるのに議会に説明しないってことは、都合の悪いことは言わない、説明しない、そういうふうに使われてしまうんじゃないですか。その見解をお聞かせください。

**議長（大沢まり子君）**

企画部長 田中克典君。

**企画部長（田中克典君）**

先ほどの御質問の件です。

今回の総務費、支出させていただいた総務費委託料というのは行政バスの費用などを含んだ費用項目というふうになっております。

そういう中で、こういった費用を計上して、議会に当初予算で上げさせていただいております。その中で、それぞれの項目全てのところについて御説明するという事は、なかなか当初予算のところできていない状況ではございますが、そういった費目を上げさせていただきまして、それで、議会で認めていただいている予算の中から、今回のところ必要だという判断をいたしまして、そこで支出させていただきました。

[11番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

当初予算に入っていますし、費目で上げているということなんですけれども、これ、今、重大なリニア問題は、予算で上がっていれば何かなと思って必ず見ます。見ました。

説明すべきことじゃないんですか、これは。議会に対して説明すべきことだと私は思いますが、説明なぜできなかったんですか。

**議長（大沢まり子君）**

企画部長 田中克典君。

**企画部長（田中克典君）**

今の質問にお答えさせていただきます。

今回の件につきましては、先ほど議会の一般質問で本件のようにお答えさせていただいておりでございます。

費用の面も、その支出先につきましても、その支出の目的につきましても、その成果につきましても、こういった形でお答えをさせていただいております。何ら説明しないようにというわけでは到底ありません。今回質問をいただきましたので、素直に全てお答えをさせていただいております。

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

今回質問したから答えたということなんですけれども、こういったことがきちっと説明されなかったということはとても残念です。

それから、社会的意義や盛土の安全性についてということなんです、御嵩町のリニア残土問題を考えるためには、リニアの御嵩町の残土を受け入れる、残土の引き受けるメリット・デメリットを示して、そして御嵩町の未来にとってどういう姿が望ましいかという姿を模索することじゃないかなと思うんですよ。

社会的意義を知ってもらうためにリニアに乗ることじゃないんじゃないですか。今、御嵩町に置かれている課題は、社会的意義を考えるということじゃないと思うんです。

ですので、参加費って取られなかったと思うんですが、みんな行けば、バスに乗って行けば、リニアは速い、すばらしいというふうに思われる方がほとんどなんじゃないかなと思いますけれども、そういったリニアがすばらしいことを前面に出して、本当の御嵩町の問題、課題、そういったものを隠蔽しようとしていると思われても仕方がないんじゃないかと思えますけれども、この見解について町長はどういうふうに思ってみえますでしょうか。

町長は、何回も言っていますが、地元と対話し、理解と合意を得てJR東海と協議することおっしゃる中で、こういったリニアの試乗に連れていくというようなことが、本当に町民の今こういう問題を抱えている御嵩町の中で、町民の懐柔策、リニアの社会的意義とかを今言ってみえますが、それは表面的な話で、本当は懐柔をしようとしたというふうに思われても仕方がないと私は思うんですけれども、その辺りの見解を町長のほうからお聞かせください。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

ただいまの御質問でございますけれども、懐柔する気ということは一切ございません。それとともに、これは先ほどこちらからの回答のところでも述べましたけれども、地元のほうからこの地域にそういうリニアというものが通ると。一体どういうもので、技術的にどういう仕組みなのか、どのような経路を持って、経緯を持って進んでいくのかということの疑問もございました。それから、盛土という部分についての疑問もございました。

そういった点を踏まえて対応してきたという部分もございますので、特にこちらから何かを仕向けるとか、懐柔するとか、そういったことは一切ございません。

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

最後の質問にしますけれども、質問じゃないですね。

社会的意義や最先端技術と言われましたか、そういったことであれば、先ほど田中部長が人数の制限もあるので上之郷自治会に声をかけたと言われるんですが、本当にそういった社会的意義だとか考えて早期開通の理解を求めようとするのであれば、全町民を対象にするべきだと思うんですが、それをされないのはやっぱり推進のための町の前のめりな姿勢だというふうに取りられても仕方がないのかなというふうに私は思いました。しかし、町長は懐柔策ではないという御見解ですので、これでこの質問を終わります。

あと15分しか時間がないので、最後の質問に行きます。

瑞浪市大湫町の水がれに関して、リニアトンネル工事が地下で進む瑞浪市大湫町で水道の共同水源や井戸などが枯渇してしまったニュースは、新聞報道やテレビニュースなどで大きく報じられました。豊富な水量で地域の生活を支えてきた井戸やため池14か所で水位の低下が確認されたとのことでした。

県は15日、原因究明と必要な対策に関して、科学的な根拠に基づいて適切な意見をJR東海に伝えるため、専門家の知見を活用する方針を固めた。

これは、すみません、ちょっと大分前に出したあれなので、そこから審査会も2回ほど開かれていますね。

古田知事は、JRは徹底した調査を実施して原因を究明し、地元住民の十分な理解を得つつ、必要な対策を早急に進めたいとコメントし、現状の応急措置にとどまらない抜本的な対策を練るよう要求したとの報道がなされています。

さて、瑞浪市大湫町の水がれ問題を受け、16日に御嵩町はJRとの残土協議を中断すると発表されました。隣町で起こったこの問題は、他人事ではなく、当町においても大問題であると思うので、協議の中断は適切な御判断であると思います。

御嵩町においても井戸水を利用されている方もありますし、御嵩町ではリニアルート上に重要湿地があり、湿地の水が抜けてしまうようなことが起これば取り返しがつきません。

さらに、ウラン鉱床の間をリニアトンネルが走るの、ウランの心配もあります。また、JR東海の対応の遅さも指摘されているところであります。

そこで質問です。

1つ目、当町において当該地区で井戸水や地下水を使用している家庭や事業所はどのくらいあるのか、調査をされていますか。されているのであれば、その件数を教えてください。

井戸水や地下水等の水質の現状はどのようになっていますか。

3番目、観測井による継続調査についてはどのようになっていますか。

4番目、問題が起きたときの対応はどのようにしますか。

5番目、湿地の水が抜けてしまうような事態を引き起こさないためには、どのような対策を取られますか。

6番目、協議の再開についてはどのようなお考えでしょうか。

以上6点について御見解をお聞かせください。お願いいたします。

**議長（大沢まり子君）**

企画部長 田中克典君。

**企画部長（田中克典君）**

6点の質問をいただきました。

それではまず1点目、把握の調査についてお答えいたします。

町は平成27年度にJ R東海が実施した地下水利用状況調査の結果について報告を受けております。

同調査は、リニアトンネル掘削工事の計画路線に当たる美佐野・次月地区の世帯を対象に、J R東海が井戸や湧水、沢水、その他の種類の地下水源の利用状況を調査票の送付とともに現地測定して調べたものと聞いております。

現在把握している情報としては、両地区合わせて16世帯、2事業所に利用施設があるとの報告を受けております。

本町の工区は、トンネル掘削工事が始まる前の段階ではございますが、このたびの瑞浪市で発生した地下水位の低下等が確認された事案を受けて、事態の発生に備え、事前に漏れなく地下水源の利用状況を把握し、現状の水量などを観測しておくことが不安の払拭につながるのではないかと考えております。

そのため、町で具体的な観測範囲を決め、観測対象や項目については沿線市の状況も参考にしながら決定してまいりたいというふうに思っております。

それまでの間、利用に御不安のある方や何か異常を感じられた際には、企画課を窓口として御相談いただきますようお願いいたします。

続いて2点目、水質の現状についてお答えいたします。

環境影響評価書、いわゆる環境アセスでは、水資源に対する保全措置として、リニアトンネル掘削工事の着手の1年前から、毎月トンネル周辺の河川や井戸など設定地点の水量・水位と

水温、pH、電気伝導率などの水質、透湿度、地下水のみでございますが、その状況を調べる  
こととなっております。

J R東海は、この環境影響評価に基づく調査とは別に、独自に美佐野・次月地区世帯の井戸  
等を含むトンネル周辺の河川や井戸の18か所でモニタリングを行っており、毎月同じ内容で流  
量水位と水温、pH、電気伝導率の水質を調査しております。その結果、現時点における異常  
は見られてはおりません。

3点目、観測井の調査についてお答えいたします。

J R東海による観測井は、恒久的な封じ込め工法による要対策土の置場計画のために設置さ  
れたものになります。この水質変化のモニタリング調査は、盛土内の遮水シートに封じ込めた  
要対策土から地下配水管で集めた盛土の浸透雨水や表流水を通じ重金属等の漏れがないことを  
確認するために行うもので、このたびのトンネル掘削工事による地下水への影響を調査するも  
のでないものではございません。

J R東海は、この観測井を利用し、要対策土の置場計画実施後の水質変化を確認できるよう、  
現状把握のための水質調査を行っておりますが、本町におきましても、令和4年度から令和5  
年度末までの2年間にわたって、木屋洞川の2箇所、可児川・木屋洞川の農業用取水口等17か  
所、この観測井2か所を利用した合計21箇所の水質調査を独自に行っております。

四半期ごとに同じ内容でpHと自然由来重金属等8種類の水質を調査しておりますが、その  
結果、現時点における異常は見られてはおりません。

なお、本町の当該水質調査は2年分のデータがそろったため、置場計画実施後の水質変化を  
確認する比較データとしては十分な基礎数値を把握できましたので、今年度継続はしておりま  
せん。

4点目、水位低下が起きたときの対応についてお答えいたします。

まずもって前提として、J R東海には事前にしっかりとした影響検討を行い、利用される井  
戸等の水がれが起こらない施工計画を求めてまいりたいというふうに思います。その上で、リ  
ニア工事の影響と推測される地下水位の低下等が確認された、またはそのおそれがある場合、  
町はJ R東海に対し、適切な影響範囲を想定した上での観測井の新設、モニタリング地点の追  
加などの計画を早急に策定し、計画に基づいて水位の観測を実施するよう要請してまいります。  
これは、県内の沿線6市1町で決めた共通の方針に基づく対応でございます。

今回の事案に関して、本町は報道を受けた翌日の5月16日、J R東海に対して事実関係を明  
らかにし、その原因と対策及び事案発生時の連絡体制の改善を申し入れました。J R東海から  
は、同日中に、現在把握する事実関係の説明をまずは第一報として受けたところでございます。

今後の対策につきましては、本町工区のリニアトンネル掘削工事における事態発生時の対応

として大いに参考になるものと考えますので、県と瑞浪市の確認・検証結果については注視して、今後もJR東海には報告を求めてまいります。

なお、5月22日に県庁で開催されました県と沿線自治体意見交換会において、本町の立場を町長から知事及び沿線市長に説明し、緊急事案発生時の情報共有体制をしっかりと連携して取っていくことが確認されました。

その後、県と沿線市町間では、担当部長を窓口とする連絡体制が整備されております。

その他、地元で何か異常を感じた際には、企画課リニア対策係が窓口となり対応してまいります。住民の皆様の安心感につながりますよう、早期の情報提供をお願いしながら適切に当たっていききたいというふうに考えております。

5点目、湿地の水位低下についてお答えいたします。

本町のリニア計画路線周辺の湿地は、いわゆる沢沿いの湧水湿地であり、県にも提出された本線工事の環境影響評価書、いわゆる環境アセスへの記載及び本町開催の第6回フォーラムにおける質問に対し、JR東海は地形・地質的に雨水などの表流水や表層の地下水で形成されており、地下深度を通るトンネル掘削工事による表流水や表層の地下水への影響はほとんどなく、湿地の水位低下、水抜けの可能性は低い旨の説明をしております。また、今回瑞浪市で発生した事案の湿地への異常は見られないと報告されております。

町としましては、これまで地質や湿地の有識者から当地の湿地形成の見解を聞いており、同じように水位低下の可能性は低いというふうに考えております。

とはいえ、湿地を形成する谷川・沢のモニタリング調査をJR東海は行っており、仮に本町のトンネル掘削工事で湧水が多く発生し、周辺の地下水位低下の異常時には流量や水質を比較確認できるデータの報告を受けておりますので、今後、水位低下の対策に係る論点に本町の湿地との類似性があれば、そこは留意し、確認してまいります。

最後になりますが、6点目、協議の再開についてお答えいたします。

現在は、先ほどお答えしましたとおり、JR東海に対して、瑞浪市で発生した事実関係を明らかにし、その原因と対策及び事案発生時の連絡体制の改善を申し入れたところです。

また、本町のリニア計画路線の近隣にも井戸等を利用する住民の皆様がおられますので、不安が高まることを想定し、明確な報告がなされるまで、置場計画の協議は一時停止する旨をJR東海に申し入れました。

現時点で協議再開のめどは立っておりませんが、置場計画に先立ち、本線工事が住民の皆様の生活環境に影響を及ぼす事態が現に発生していることから、地元の不安払拭につながる説明と理解が重要ではないかと考えております。

県は、本事案に対して、専門家を交えJR東海による報告や対応策を確認・検証していく県

環境影響評価審査会地盤委員会を5月29日に設置いたしました。

現在までに2回開催されているところですが、ここでの議論も踏まえ、本町として十分かつ適切と判断したタイミングで協議を再開していくべきというふうに考えております。

[11番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん、時間がありませんので、お願いします。

11番（岡本隆子君）

ありがとうございます。

あと1点だけ、確認させてください。

瑞浪市の日吉トンネルの新設で、日吉トンネルの南垣外工区工事における環境保全の中で、多くの水利用が確認されている浅井戸についてはほとんど影響がないと考えられるということ、これをJRが言っているんですね。でも、実際にすごく大きな影響があったわけですよ。

ですから、これはJR任せではなく、そして、これは6月4日の沿線6市1町、JR東海に対して適切な影響範囲を想定した上で、観測井の新設、モニタリング地点の追加など計画を早急に策定し、計画に基づいて観測を実施するよう要請するとありまして、そして事態の発生に備え、事前に観測する場合ということで、観測対象、井戸水、河川、湧水でとありますけれども、当然この湧水というのは湿地も含まれると思うんですが、この点について事前に町として独自に何か調査するというか、そういったことはお考えでしょうか。

議長（大沢まり子君）

企画部長 田中克典君、簡潔な御答弁お願いいたします。

企画部長（田中克典君）

先ほど答弁させていただきましたとおり、本町としても事態の発生に備えた準備というのは必要だと考えておりますので、その点を踏まえて対応していきたいと考えております。

[11番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

大変丁寧に答えていただきまして、ありがとうございます。

これで一般質問を終わります。

議長（大沢まり子君）

これで、岡本隆子さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は13時15分といたします。

**議長（大沢まり子君）**

休憩を解いて再開します。

続きまして、8番 奥村悟君。

質問は一問一答方式の申出とパネル使用の申出がありましたので、これを許可いたします。

**8番（奥村 悟君）**

それでは、議長のお許しがありましたので、さきに通告しておきました通告書に従いまして質問をさせていただきます。

本日は、大項目2点であります。

質問に入る前に、この16日に美濃市の川で男性2人が死亡する水難事故がありました。

川の事故件数は、約20年間で長良川、木曾川など岐阜県の川が上位を占め、東海地方の川で水難事故が多く発生しています。

水難学会の専門家は、川遊びをするにはライフジャケットをつけ、膝下までにしてと話しています。これから夏を迎え、川遊びをする機会が増えます。過去の統計から、河川での水遊びで中学生以下の子供の重大な事故が多く発生しています。水の事故は、命に関わる重大な事故になります。このことを頭にしっかり入れておきたいものです。

それでは、質問に入ります。

1項目め、町内小・中学校における水泳授業についてであります。

日本は、海で囲まれた島国であり、夏になると多くの人が海や川で水辺に親しみます。一方で、水辺を身近に楽しむことができる環境は、水難事故という危険と隣り合わせでもあると言えます。

全国で水泳の授業が学校で行われることのきっかけは、1955年、昭和30年の修学旅行中の小学生100人を含む168人が溺死した船舶事故が大きな影響を与えたとされています。学校プールは、東京オリンピックを境に、設置率がそれまでの20%であったのが、全国の学校に普及し、2021年、令和3年、文部科学省スポーツ庁の調査によると、学校屋外プールは小学校で87.0%、中学校で65.0%となっています。2018年、平成30年の調査では、小学校94.0%、中学校73.0%であることを踏まえると、3年間で設置率が急減しています。各小・中学校にあるプールの多くは屋外プールであり、近年では猛暑による熱中症のおそれや天候の影響により、計画的な水泳指導が困難になっていることや、維持管理や水質管理などの業務が教員の負担につながっていることが大きな要因です。さらには、新型コロナウイルス感染症の影響により、プールでの

水泳指導が中止されてきました。それに伴い、水泳の実技授業を取りやめ、学校外の民営や公営プールを活用して授業を継続しているところもあります。

水泳の授業は、小学校や中学校の教育課程上は学習指導要領に位置づけられていますが、実技は必須ではないとなっています。学習指導要領において、小学校では、楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解するとともに、その技能を身につけることが目的とされ、中学校では、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、水泳の特性や成り立ち、技術の名称や行い方、その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに、泳法を身につけることを目的とする水泳の授業が上げられています。中学3年生では、必須ではなく選択扱いとなっています。ただし、小学校と中学校の水泳に共通するのは、適切な水泳場の確保が困難な場合には、これを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については必ず取り上げるとされており、水泳を実技で取り上げなくてもよいとされている点です。

文部科学省の水泳指導の手引によると、水泳授業の趣旨・目的では、水泳系で求められる身体能力を身につけること、また水中での安全に関する知的な発達を促すこと、さらに水の事故を未然に防ぐ論理的な思考力を育むことであり、水泳は生命に関わる学習であり、本町においても、水泳授業は重要ではないでしょうか。

コロナ禍では、感染対策上の必要性から、児童・生徒が集う学校ならではの児童・生徒同士の触れ合いを基盤とした集団的な活動や体験的な活動などが制限されてきましたが、昨年5月から新型コロナウイルス感染症法上の取扱いが5類に移行され、今後は学校活動の必要性を十分に検討した上で、積極的に実施していくことが求められます。運動会や水泳授業、課外授業など、集団での学習が始まっています。水泳授業においては、単なる泳法を身につけるだけではなく、万が一、池や川に落下した場合の自衛策を身につける水の安全教育の観点からも必要であると言えます。本町においても、昨年度からB&G海洋センターを利用し、水泳授業が行われています。

このように水泳授業は分岐点を迎えていると考えます。

この通告書を提出しましてから、各学校のプール授業を見学させていただきました。どの学校の子供たちも水泳の楽しさや喜びを味わっている様子を肌で感じてきました。校長先生、教頭先生も交代でお見えになっており、それぞれの学校の関心の高さがうかがわれました。

ここでパネル2枚を見ていただきたいと思います。

学校からこの場で紹介する旨の承諾は取っております。子供たちの顔は、配慮し、ぼかしてあります。

こちらの様子は、小学校低学年の授業です。

浅いプールを利用し、安藤雅子指導者から、水に慣れることから始め、水につかったり移動

したり、水に浮いたり潜ったりしています。

それから、もう一枚のパネル。こちら様子は、中学校2年生の授業です。

25メートルプールを利用し、ビート板を使って25メートル泳いでいます。泳ぎが上手な子はビート板なしで泳いでいます。この中学校は、先生、このプールの中で向こうを向いた黒い姿の方ですが、この方は先生でありますけれども、民間の施設でのインストラクターの経験があるということで、この中学校の全学年の生徒を指導されているようです。

これはほんの一例ですけれども、小学校は習熟度に応じて指導を変えておられます。中学校では、基本的な泳法を身につけさせるよう指導しているようです。

そこで質問ですが、1つ目、6月、7月のB&G海洋センターで行っている向陽中学校を除いた各小・中学校の水泳授業の実態と課題をお聞かせください。

2つ目、本町の水泳授業の今後の方向性についてお聞かせください。

以上、答弁よろしくお願ひします。

#### 議長（大沢まり子君）

教育長 奥村恒也君。

#### 教育長（奥村恒也君）

それでは、奥村議員からの町内小・中学校における水泳授業に関する御質問にお答えをさせていただきます。

御質問の答弁に先立ちまして、今、御質問の中でも御紹介いただきましたけれども、水泳指導の教育課程上の位置づけについて、少し詳しくお話をさせていただきたいと思ひます。

水泳の授業は、日本の小・中学校の教育課程において重要な位置を占めております。体育科の一環として組み込まれております。

具体的な学年別の指導内容は、以下のとおりでございます。

まず、低学年、小学校の1年生から2年生ですが、水に慣れる活動が中心になります。また、水遊びを通して、水中での基本的な動きやプールサイドを走らないなどといった水遊びの心得について学びます。

次に、中学年、小学校の3年生から4年生では、基本的な泳ぎ方や水泳の技能を身につけることを目的としております。楽しさや喜びを味わいながら水泳の基礎を学びます。

高学年、小学校5年生、6年生になりますと、泳ぎの技術をさらに発展させ、様々な泳法に挑戦をします。また、水泳を通じた健康の促進を図ったり、ペアでお互いを確認したり、体調を確かめて活動したりするなどの水泳運動の心得も学び、安全に関する知識も深めていきます。

中学校におきましては、より高度な泳法の習得やタイムを測定するなどの競技的な要素が加わり、水泳の楽しさとともに、スポーツとしての水泳についても学びます。また、水泳の技術

向上に加え、ルールやマナーを守ろうとすることや協調性を育む指導も取り入れられてきます。ちなみに、議員も紹介していただきましたけれども、中学校3年生に関しては、水泳の授業は必須ではなく、選択科目となっております。

また、小・中学校の水泳授業は、適切な水泳場の確保が困難な場合には実技を行わないことができるかとされていますが、水泳の事故防止に関する知識は必ず取り扱うように規定されています。

ここまでが水泳指導の教育課程上の位置づけとなります。

それでは、1つ目の御質問、6月、7月のB&G海洋センターで行っている向陽中学校を除いた各小・中学校の水泳授業の実態と課題についてお答えをさせていただきます。

授業の実施形態といたしましては、昨年度からB&Gのプールを使用しての水泳授業を再開いたしました。本年度は、学校ごとに学級数に応じて13回から22回のプールの使用を割り当てております。また、各学年で1回の授業を2時間扱いとし、3回から5回、授業時数としましては6時間から10時間の授業が実施できるよう、送迎バスの配車も合わせて計画をしております。

授業の実態といたしまして、小学校においては、外部講師を招くことで集中的に専門的な指導が受けられるようにしております。上之郷小学校においては、全校生徒を低学年、中学年、高学年といったまとまりに分けて指導しており、御嵩小学校と伏見小学校では、学年別で6チーム、特別支援学級を1チームとして、全部で7チームを編成して指導をしています。どの小学校においても、外部講師、担任、管理職、補助教員などがつき、児童の実態に応じた指導を行っています。また、1チームを泳力や水への抵抗感などからさらに3チームに分け、到達目標、指導者、指導方法を変えながら大小のプールに分けた指導を行っています。

中学校におきましては、全学年の生徒を対象として、生徒の実態に応じた指導を行っています。学校によって学年を男女に分けてチームを編成したり、全校生徒を泳力によって3つのチームに分けたりするなど、1チームの構成を工夫して実施しています。主な指導者は教科担任ではありますが、管理職や補助教員、養護教諭なども同行し、安全確保ができるよう努めております。

学習指導要領におきましては、泳法指導だけではなく、安全面での指導も義務づけられています。

小学校においては、活動前に外部講師や引率している教員から、プールサイドを走らないなどの水遊びの心得やペアでお互いを確認したり、体調を確かめて活動したりするなどの水泳運動の心得を指導し、学習に臨むことができるようにしています。

中学校においても、活動前や座学におきまして、水泳の事故防止に関する心得について学習

しており、どの学校においても安全面での指導を実施しているところでございます。

授業の実施に当たっての課題といたしましては、今年度6月4日からの実施状況を見ますと、各学校に割り当てられたそれぞれの回の運用が学校裁量であったため、児童・生徒1人当たりの授業時数に学校間の差があるという課題が生じております。

また、コロナ禍を経ての学習であることから、子供たちの泳力に大きな差が生じております。中学生においても、顔を水につけるところから始めなければならない生徒もおり、泳力に合わせたチーム編成と並行して、より専門的な指導を行えるような体制を整えていくことも必要であると感じているところでございます。

次に、御質問の2つ目、水泳授業の今後の方向性についてお答えをさせていただきます。

文部科学省から平成26年3月に出されました水泳指導の手引では、実技は学年に応じて実施することが推奨されており、具体的な授業時数の定めはございませんが、各学年、技能指導に8時間から10時間程度の指導計画の例が示されております。このことから、現時点では水泳授業を1回2時間扱いとし、各学年5回は実施していきたいと考えております。

さらに、経費や学校負担を考慮し、B&Gのプールを使用して実施していくことができないかと考えているところであります。そのため、授業時数を確保できるよう、現在の6月から7月までの期間で行っていた授業を、B&Gのプールがオープンする5月末から9月末までと期間の幅を広げるとともに、送迎バスを増便することなどによって授業時数を確保できるよう検討してまいります。また、学校間の合同での体育の実施の可能性も探り、実施回数を増やすなどの課題解決に向けた検討を行ってまいります。

次に、児童・生徒の水泳授業の時間をより多く確保できるよう、学校における指導計画の見直しについて、各学校の実情に沿いながら、改善の方向を見いだせるよう指導してまいります。

さらに、限られた時間で効果的な指導を行うことができるよう、夏季教員研修等で教員向けの水泳教室を実施するなど、教員の指導力向上を図っていききたいと考えております。また、より専門的な指導を受けることができるよう、指導者の外部委託についても検討してまいります。

御嵩町におきましては、B&Gでの水泳指導を通して、より子供の実態に合った指導体制を整え、子供たちの泳力の向上を図っていくとともに、十分な活動の機会が確保できるよう環境整備を進め、水泳授業の充実を図っていききたいと考えております。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

[8番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

8番 奥村悟君。

8番（奥村 悟君）

大変丁寧な答弁をありがとうございました。

幾つか質問させていただきますけれども、まず、プールに入っている実際の授業は正味45分くらいなんですかね。バスで学校から移動するわけですが、移動に往復二、三十分かかると1時間ぐらいかかりますし、それから着替えの時間も10分程度あるとなると、45分授業を2時間使いますと、本当に入っている時間が45分か50分ぐらいと短い時間なんですけれども、教員間の役割、支援員さんもついていっているわけですが、それと外部講師の方達との指導方法について、先生方と認識はされておられますか。

それと、児童・生徒への、実際にプールに入って気をつける点などを、事前学習というものはされておりますか。

**議長（大沢まり子君）**

教育長 奥村恒也君。

**教育長（奥村恒也君）**

今の御質問にお答えをさせていただきます。

事前の指導の在り方ということであるかと思えますけれども、安全指導であったりとか、それから講師の方との打合せにつきましては、事前に指導を行っているところがございます。それで、例えば外部講師の方との打合せにつきましては、授業が始まる前に担任と講師の先生と打合せが行われているということ、また、安全指導等につきましては、ある学校では行きバスの中で、健康観察であったり、それから授業で気をつける点について指導をしたり、あるいは本時の授業の流れについて確認をしたりというようなことで、時間を有効に活用して、少しでも水につかって授業ができる時間を確保するというような工夫をそれぞれの学校で行っているところでございます。

[ 8 番議員挙手 ]

**議長（大沢まり子君）**

8 番 奥村悟君。

**8 番（奥村 悟君）**

今申しましたように、40分なり45分ということで、時間数が限られるわけですが、実際、学校にあるプールと違って、移動とかそういった、意外に時間がかかる、時間数がかなり制約されておることなんですけれども、学習指導要領に基づいた、達成ができていますかどうか、そういった学習活動の状況を先生方がどのように評価しておられるのでしょうか。学習カードを利用して以前は学校プールではやられていたと思うんですけれども、そこら辺はどのような状況でしょうか。

**議長（大沢まり子君）**

教育長 奥村恒也君。

**教育長（奥村恒也君）**

子供たちの実技に向かう評価についてということでございます。

それぞれの時間について、授業後にまとめの時間や振り返りの時間というのは、各学校、学年で取られているということを確認しております。

また、学習指導要領の内容に沿ってということでございますが、先ほども少し申しましたように、コロナ禍を経て、子供たちの泳力に大きな差が開いているということでございまして、それぞれの子供たちの実態にまず合った指導を行うということ、ただ、それは指導要領の範囲から外れるものではなく、学びの、泳ぎの基礎から発展的な泳法に至るまで、個の実態に応じた指導を、グループ別であったりとか実態に応じた指導者の分け方であったりとか、そうした指導方法の工夫をしながら、準拠した指導を行っているということでございます。

〔8番議員挙手〕

**議長（大沢まり子君）**

8番 奥村悟君。

**8番（奥村 悟君）**

ありがとうございます。

先ほど教育長から学校裁量の中で授業の時間数が学校間の差があるということをおっしゃったけれども、私、ちょっと表を作ってみました。学校から出ている通信ですね、これは各学校、6小・中学校全部出ているわけですけど、この6月、7月の行事日程をちょっと拾いましたら、上之郷小学校が1年生6回、2年生6回、3年生6回、4年生4回、5年生4回、6年生4回、御嵩小が1年3回、2年3回、3年3回、4年3回、5年生4回、6年生4回、伏見小は全ての学年2回なんですね。それから、上之郷中学校は1年から3年まで8回なんですね。それから、共和中学校は1年から3年まで1回なんです。

それで、これはちょっと不思議なんですけど、学校裁量ということなんですけれども、上之郷小とか上中、上之郷小は74人、上之郷中は34人ということで、人数が少ないわけですね。そういった中で、人数が少ないから多くの時間が取れるということなのか。それから、伏見小とか共和中はちょっと距離が遠いですね。往復のバスも二、三十分かかるということの中で、児童・生徒数も多いわけですね、共和中は163人、伏見小は315人ということで多いわけですので、そういったことがあって令和6年度については学校間の差があったということなのか、そこら辺はどんなふうであったのかお聞かせください。

**議長（大沢まり子君）**

教育長 奥村恒也君。

**教育長（奥村恒也君）**

今、議員が御指摘をさせていただいたとおり、課題のところでも申し上げたように、学校間での1人当たりの授業時数に差ができているということの課題を把握はしておるところです。

その一つの要因としましては、例えば上之郷小・中学校ですと、中学校ですと全学年が一緒に行って、割当ての回数の時間をプールの指導で活用できるというような状況がありまして、上之郷小学校ですと、低学年と、それから高学年が一緒に行って、大小のプールを使いながら一緒にやるというようなことで、その時間を有効に活用できているということ。また、回数が少ないところでいいますと、例えば共和中学校等々でいいますと、授業の組み方として、男子と女子を分けてプール指導を少人数で行っているというような、少人数といえますか、学年別、それから男女別ということでグループを分けて行っているので、必然的にどうしても回数が少なくなってしまうというような実態が今あります。ですので、先ほどお話をさせていただいたように、今後、学校間の合同での体育の授業の実施であったりとか、それから期間を延ばして、少しでも余裕といえますか、これまで以上に回数を何とか確保して、そして学校の児童・生徒数に沿って割当てをしながら、学校のほうも実施の仕方を工夫していけるように、双方で連携を取りながら授業時数の確保に向かっていくことができるようにしていきたいというふうに考えているところです。

〔8番議員挙手〕

**議長（大沢まり子君）**

8番 奥村悟君。

**8番（奥村 悟君）**

ありがとうございました。

いろんな課題がありますので、改善しながら進めていっていただきたいと思いますが、先ほど冒頭でも申しましたように、学校で水泳を学ぶ意義として、命を守る安全教育、この役割は大きいわけです。それで、着衣泳という体験がありますね、着衣泳体験。学習指導要領の解説の中でも着衣泳の取扱いについて述べられておりますけれども、水着での泳ぎと違う泳ぎの難しさを身をもって体験させるということなんですけれども、上之郷小学校では7月に着衣泳を行うということで聞いております。他の学校は今回入れてございませんけれども、課題とか、将来的にそういった取り入れるお考えは、学校との話合いもありますが、ありますか。

**議長（大沢まり子君）**

教育長 奥村恒也君。

**教育長（奥村恒也君）**

ありがとうございます。

命の授業ということで、議員御指摘のように、着衣水泳も、子供たちが自分たちで自分の身を守るという意味で大変重要なものだというふうに認識をしております。

本年度、今御紹介いただいたように、上之郷小学校で着衣水泳を計画しているのと、それから向陽中学校が9月に水泳の授業を、実施を今計画しているんですが、向陽中学校でも全学年で着衣水泳をしようという計画を今立てているところでございます。そうした着衣水泳等につきまして、重要な授業でもございますので、今後、他の学校のほうにも、そうした実践の紹介をしながら、広めていくことを大切にしていきたいというふうに考えているところです。

[8番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

8番 奥村悟君。

**8番（奥村 悟君）**

B&Gの水泳授業だとバスの利用がありますよね。行政バスを使ってみえるということなんですけど、行政バス、大きいやつと小さいやつの2台あるわけですけども、私が聞きますに、他の団体から、この6月、7月の期間、いろんなほかの行事で使えないということで話をもらっているんですけども、今後そういったふうに、来年度も進めていくとなると、本当にバスの確保が難しいかなと思います。その点はどうお考えでしょうか。

**議長（大沢まり子君）**

教育長 奥村恒也君。

**教育長（奥村恒也君）**

バスの確保につきましては、他団体との使用の関係も出てくるかと思えます。そうしたことも鑑みながら、期間を広げながら、その中でスクールバスと、それから行政バス、計画的に活用ができるように、また他の団体さんが使われることに支障が起きないようにということで調整を進めていきたいと思っております。

[8番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

8番 奥村悟君。

**8番（奥村 悟君）**

行政バス以外、上之郷の小・中のバスも扱っておられるようにお聞きするわけですけども、行政バスだけじゃなくて、そういった昼間空いている上之郷の小・中のスクールバスを使うのも手かなというふうに思います。

来年もB&G海洋センターを利用して、向陽中学校も入れてやっていかれるということなんですけれども、いかんせん生徒数も多いですし、なかなか全部の小・中学校が本当に5時間の

範囲の中でできるかどうかというのもちょっと疑問符なんですけれども、私の孫が太田小学校の3年生なんです。ここはコパン西可児、西可児の駅の前にあります。ここを利用しておるんです。こちらのほうを使っているということで、孫から聞いたら、おじいちゃん、この日にやるからということで、見に来てよという話でしたから、コパンの了解を取って先日ちょっと見てきたわけなんですけれども、そこはコパンのバスを使うんですけれども、4台ぐらい利用して、86人なんです、3年生が。その86人が来て、4グループぐらいに分けて、初心と、それから中級、上級ぐらいに、4グループに分けてコパンのインストラクターがついてやるわけなんです。

泳ぐというか、つかる能力なのか泳げる能力なのか、そこは事前に保護者のほうから質問を出して、回答をもらって子供たちと組を分けてやるということなんですけれども、あそこはビート板も使うわけなんですけれども、コパンは、全然泳げない、溺れてしまうといけませんので、アームヘルパーという、ここに浮輪のついたものを両方はめて泳ぐんですね。初心はバタバタしたりということなんですけれども、そんなふうに、太田小学校、蜂屋小学校もコパンの介助を使っているんですけれども、5回必ず実施すると。全学年、1年から6年までは5回は必ず実施するというので、先ほど言われたような6時間から10時間、8時間ぐらいは確保するということなんですけれども、やっぱり海洋センターだけではなかなか、向陽中学校も入ったりすると、かなりの生徒数、児童数なので、やっぱりそういった費用対効果、先ほど山田議員の質問の中で、参事が改修すると5億円もかかると、水道代で80万円、年間という話もありましたので、そういった費用対効果を考えて、本当にベテランのインストラクターがおるそういった民間の施設を利用するというのも一つの手かなあというふうに思いますので、やっぱりそういったお金の問題もあろうかと思えますけれども、やっぱりより安全なことで子供たちを楽しませる、遊ばせるならば、そういったところも利用するのはいいかなあというふうに私は思っております。

最後に、学校の水泳授業は泳げるようになることだけが目的じゃないと思うんですね。水泳を学ぶ意味、そういった、しっかりと児童・生徒に伝えて、子供たちが皆、水の心地よさや水中の幾分かを体験できることではないかなというふうに思います。

それよりも何よりも、冒頭で言いましたように、水難事故が一番心配なんです。この安全教育の役割を果たすことが必要ではないかと思えます。これまでコロナの中で4年も水泳授業がやれなかった中で、今後そういったことも、安全教育も含めながら、進めていっていただきたいなというふうに思います。

これで1つ目の質問を終わります。

続きまして、2つ目の質問に移ります。

2つ目、副町長の町政への取組についてということで、筒井副町長、よろしくお願ひします。筒井副町長におかれては、この4月から副町長に就任され、2か月が過ぎたところですが、副町長の椅子の座り心地はどうでしょうか。まだまだ腰が落ち着かないのではないのでしょうか。筒井副町長は、仕事の多くを建設・土木部門で歩んでこられ、技術畑には大変明るい行政マンであり、仕事には前向きで、よく勉強されていたと記憶しています。また、部下にも信頼が厚く、責任感が強い人だという印象であります。

町長のお年が56歳で副町長が58歳と、2歳、これは質問書を書いていたときは5月でしたので、現在、副町長、6月3日が誕生日だということですので、既に59歳になっておられるということで、1歳違いかな、ちょっと違うかな、年が近いので話もよく合うのではないかというふうに思います。また、町長の経験のない技術面からアドバイスできることは、大変町長も心強いのではないかと思います。

先日、ある住民の方から、若い副町長に替わり、どんな仕事をしているのか、ホームページを見ても分かりません。町長は、広報紙「ほっとみたけ」のホットニュースやホームページの町長の部屋があつて、どんな仕事をしているのかよく分かります。副町長は、御嵩町のためにどんな仕事をしているのでしょうかという話をもらいました。

この素朴な話に、副町長の職務を地方自治法で調べてみました。そこには、地方自治法第167条で、職務は、町長を補佐し、町長の命を受けて政策及び企画をつかさどり、その補助機関たる職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、町長を代理するとなっております。副町長の職務は、町長の補佐や事務の監督などで、住民にはなかなか目に見えにくいものが多いわけです。

副町長は、職員時代から上司、部下職員との人間関係もしっかり築いてこられたと承知していますが、「ほっとみたけ」5月号の就任の挨拶では、職員が健康で働き、それぞれが十分に力を発揮できるよう、職員の健康面をしっかりと見ていくとともに、職員のさらなる資質向上と意識改革を進めると言っておられるように、事務方のトップとして、職員に寄り添い、何でも相談できる体制を築こうとする気持ちが感じられます。

本町も、人口減少や少子高齢化の中で、税収の伸び悩みは避けて通れません。住民福祉の向上のためにも、行政運営を円滑に行うことが求められます。

令和6年度は、渡辺町長が就任されてから初めての予算になる事業がスタートしたわけですが、自主財源の確保として、ふるさと納税の拡充や企業版ふるさと納税の導入などが打ち出されています。政策を遂行し、事業を行うにも、財政基盤が盤石でないと町政の運営はできないものです。

そこで質問ですが、1つ目、役所の事務方のトップといえ、国家公務員は各省庁の事務次

官であり、地方公務員は副知事、副市長、副町長などです。公務員になれば、その頂点を極めたいと思うのが誰しもです。そのポストを目指すからこそ仕事への意欲と責任感が生まれてくると思います。しかし、最近では、公務員がトップを目指さないのも事実です。副町長になられたことで生かせる御自身の強みと現在の心境をお聞かせください。

2つ目、税金が伸び悩む中、自主財源の確保に向けて様々な取組が必要です。財源確保に向けての取組をどのように考えて当たられるのかお聞かせください。

3つ目、立場が副町長に変わられ、得意分野を持った職員やそうでない職員など、多様な人材の職員もいるでしょう。これからますます広範囲の職員との関わりが重要になってくると思います。副町長として職員とどのように関わっていかれるのかお聞かせください。

以上、答弁よろしく申し上げます。

#### 議長（大沢まり子君）

副町長 筒井幹次君。

#### 副町長（筒井幹次君）

それでは、奥村議員からの御質問にお答えをいたします。

今回は、私が副町長の職をいただきまして初めての定例会ということで、奥村議員にはお気遣いをいただきまして、ありがとうございます。

副町長の町政への取組についてということで3点御質問をいただきましたので、順にお答えをさせていただきます。

初めに、1点目の御質問、副町長として生かせる自分の強みと現在の心境についてであります。

まず、現時点での率直な心境としましては、正直、覚悟を持ってお引受けしたものの、改めてその責任の重さを実感しているといったところであります。

副町長は、以前は助役と呼ばれており、平成18年の地方自治法の改正により、副町長という名称に変わりました。また、副市町村長の定数は各自治体の条例で定められるようになり、複数の副市町村長を置く自治体や、逆に1人も置かない自治体もあります。

法律上の副町長の職務については、奥村議員御案内のとおり、地方自治法第167条に規定されておりますが、主たる職責は町長を補佐することです。町長の公約や町長が目指す町の姿を実現するため、示された方向性に従い、職員が効率的、効果的に働けるよう、労働環境を整え、導いていくことであると思っております。ですから、御質問の中にもあったように、副町長って何をする人なのという町民の方の疑問は、ある意味そのとおりで、外からは見えにくいものであると思われま。副町長は何をやっているのかよく分からないけれども、町政としては町長が目指す方向に順調に進んでいるというような状況をつくっていくことが副町長の役割であ

り、理想かなと思っております。

私は、昭和60年に御嵩町役場に奉職をし、それから30年以上、建設部門一筋に勤めさせていただき、直近の3年間は教育委員会を経験させていただきました。このような職歴からして、私が副町長として渡辺町長のお役に立てる、また生かせるものとしては、やはり土木、上下水道や亜炭鉱廃坑対策などの技術的な知識と、平成22、23年度の豪雨災害などに伴う災害復旧の経験であると思っております。これから梅雨と台風のシーズンとなりますが、住民の皆様の安全・安心のため、資機材の確保や適切な避難情報の発令など、しっかりと準備をまいります。

次に、2点目の御質問、財源確保に向けた取組についてお答えをいたします。

地方自治体の自主財源の確保として近年大いに盛り上がりを見せているのが、議員からもお話のありましたふるさと納税による寄附金の増収です。

ふるさと納税については、地方自治体間で競争が激化し、一部の地方自治体の行き過ぎた返礼の仕組みが問題視され、過熱抑制に向けた制度改正が行われてはおりますが、既に根づいた制度であり、地方から発信できるPR効果も多いということから、単なる増収策としてだけではなく、本町の魅力発信策の一つとしてさらに充実していく必要があると考えております。

本年第1回定例会で町長、総務部長からも答弁をさせていただきましたが、今年度からの新たな取組として、スマートフォンでQRコードを読み取り、寄附をしていただくことで、即日利用も可能な電子クーポン券が付与される現地決済型のふるさと納税をスタートさせます。また、今年5月からふるさと納税ポータルサイトを1件追加し、4大ポータルサイトと言われる全てのサイトからの納税が可能となったほか、マーケティング強化を図るため、専門事業者への業務委託契約に向けた準備も進めております。

さらには、本年3月末、国から地域再生計画の新規設定を受けたことで、企業版ふるさと納税の受入れ体制も新たに整備できました。加えて、企業版ふるさと納税マッチング支援事業を4月から開始し、既に県内自治体で実績のある岐阜市の事業者へ委託しており、本町に対する寄附の見込みがある町内外の企業等、調査分析及び働きかけを行っていただきます。

少し違った視点から、現在施工中の伏見小学校大規模改造工事に伴い不要となる備品類や庁舎内の不要品などをフリマサイトに出品することで、自主財源の確保とリユースの推進や循環型社会の形成を図る取組も考えております。

また、町が所有する公用車の車体の一部を広告媒体とする公用車広告事業の運用も開始しており、既に町内の事業者様から掲載の申込みもいただいたところです。

今後ともこういった新しい取組や仕組みを模索し、自主財源の確保に努めてまいります。

最後に、3点目の御質問、副町長としての職員との関わり方についてお答えをいたします。

近年は、物流運送業界の2024年問題をはじめとして、どの業界においても人手不足が深刻化しており、本町においても例外ではございません。また、現代社会はストレス社会とも言われ、様々な要因から体調を崩し、心ならずも休職している職員もおります。この人手不足の状況下において、一人一人の職員は大切に重要な戦力であり、一日も早く健康を取り戻し、職場復帰してもらえることを願っておりますし、人事の統括者として最大限のサポートをしてまいります。

人には誰でも得意なこと、苦手なこと、好きなこと、嫌いなことがあり、その能力に差があることも事実です。当然、私にも苦手で不得意なことはたくさんあります。もともと人見知りの人付き合いが得意なほうではない私にとって、職員一人一人と関わっていくことはたやすいことではありませんが、全ての職員と話をし、希望や悩みを聞きながら気楽に会話のできる関係性を築いていきたいと考えております。

職員には、常にスキルアップを意識し、やりがいを見いだし、前向きに職務に取り組んでもらえるよう、職場内外での研修の充実や近隣市町村の職員との交流、情報交換などにより、資質向上と意識改革を進め、職員自らチャレンジをし、明るく働きがいのある職場の構築を目指してまいります。そのような中で、職員の成果を適正に評価し、業務適性を見極め、適材適所の人事配置に役立てていきたいと考えております。

私自身、まだまだ力足らずで勉強することばかりではありますけれど、議員の皆様の御指導と職員の協力をいただきながら、よりよい行政運営に努めてまいります。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

**議長（大沢まり子君）**

8番 奥村悟君。

**8番（奥村 悟君）**

副町長、ありがとうございました。

冒頭、すみません、副町長、59歳になられたので、町長との差は3歳ということに、2歳から3歳ということでしたので、ちょっと訂正します。

1点だけ。筒井副町長は土木とか建設が長いわけですし、亜炭鉱にもおられたということで、特に今、沖縄とか九州のほうでも集中豪雨でかなり被害が出ているわけですが、静岡でもかなり雨が降っております。これから、線状降水帯であるとか、そういった集中豪雨に対して危機管理が必要だと思うんですが、副町長、そういったほうには大変明るいわけですが、県のほうの副町長も危機管理を専門としている、副知事になっているわけですが、その点はいかがでしょう。

**議長（大沢まり子君）**

副町長 筒井幹次君。

**副町長（筒井幹次君）**

危機管理面というところです。

私、議員からも御紹介がありましたように、建設部門が長くございまして、特に平成22年、平成23年の2年続けてきた豪雨災害、これは本当に苦勞いたしましたし、今となつては大変よい経験であつたと思っております。

また、水道の担当の時代には、百年に一度と言われるような大渇水というようなものも経験しまして、岩屋ダムが干上がってしまうというようなこともありました。そういった、土木に限らず、多様な危機的なことと申しますか、そういったものを経験したということはあるので、そういったものも記憶の中に鮮明に残っているということもありまして、先日も少し課長会議の場で、これからの梅雨の時期、豪雨の時期に向けてということで、改めて備えについて少し職員と確認をしたということもしてまいりました。そういった中で、私が特にということではありません。職員の皆さん方と共有をし、意識を統一する中で対策を講じていけたらと考えております。

[ 8 番議員挙手 ]

**議長（大沢まり子君）**

8 番 奥村悟君。

**8 番（奥村 悟君）**

ありがとうございました。

本当にそういったプロでありますので、ぜひとも頑張っていたきたいなというふうに思います。

おしまい、私、中日新聞を取っておるんですけど、中日春秋というのを、いつも私これを切り抜きにして、ずうっと今まで取っております。ここをいつも読んでおりますが、その中に、以前、戦国武将の武田信玄の話がありまして、先ほど筒井副町長も適材適所という話がありましたが、武田信玄は多くの名言を残しているわけですが、その一つに、人は城、人は石垣、人は堀、情けは味方、あだは敵なりという言葉を残しているんですね。これは、人材こそ守りになり、情けは人の心をつなぐことができる。しかし、あだが多ければ結局身を滅ぼすことになるという意味でありますけれども、分かりやすく言えば、適材適所を心がければ、人材は城にも石垣にもなると、また人材をいたわる気持ちを持って遇すれば味方になるが、うらまれるようなことをすれば敵になってしまうということでもあります。役所においても当てはまるのではないかなと思います。職員の適材適所、個人の才能が大事で、人それぞれの才能を十

分に発揮できる組織をつくるのが役所という城を造ることではないかと思えます。

信玄は、信頼してこそ人は尽くしてくれるものといって、家臣に積極的に話しかけていたそうです。筒井副町長は懐の広い人なので、組織をうまくまとめていかれると思えます。ぜひ、よりよい、住みよい御嵩町のためにお骨折りいただくことを願っております。

もう一点ですが、先ほど町長の部屋ということで、ホームページに出ているわけなんです、ちょっとネットで見てみましたら、これは宮崎県の都城ですが、こちらのほうには副町長の部屋とか教育長の部屋ということでもあります。こういった窓をやっぱホームページのほうにも作っていただくと、その役割だとか、そういった今の存在感がすごく認められるんじゃないかなと思えます。こういった事例もありますので、参考に進めていただければなというふうに思えます。

本当に、今後、御活躍を願って質問を終わります。どうもありがとうございました。

#### 議長（大沢まり子君）

これで、奥村悟君の一般質問を終わります。

続きまして、2番 広川大介君。

質問は一問一答方式の申出がありましたので、これを許可いたします。

#### 2番（広川大介君）

よろしく申し上げます。

本日、私が最後の質問になりますので、もう少々御辛抱いただけたらと思えます。

今回、2つ質問させていただきます。

1つ目は、議員報酬に関する質問です。

議員報酬について質問するのは少々気が引けるものではございますが、だからこそ1期目の議員である私が、怖いもの知らずで質問させていただきたいと思っております。

趣旨は、議員報酬の増額についてです。ただし、もちろん昨今の物価上昇に合わせてという話ではございません。議員報酬の増額という話題になれば、町民の理解が得られないだろうという下の句が想像できてしまうわけでございますが、私が約1年間の議員活動をしてきた印象では、町民の皆様はほとんど議員報酬について御存じではないようです。ですから、こうやって一般質問で取り上げ、議事録や動画に残し発信することで、少しでも多くの方に実態を知っていただくというのが本質問の趣旨の一つでございます。

現在、私がいただいている議員報酬は、月額22万円です。議員報酬の源泉税は、税率の高い乙欄で2万6,800円源泉され、さらに毎月5,000円を議員控室でいただくお茶代や視察時の手土産代などの積立てとして事務局にお預けしています。つまり、実質18万8,200円の手取りとなっています。町民の方はもとより、友人、知人とこの話題になって伝えると、大卒の初任給く

らいなんだねという感想と驚きを高確率でいただきます。ちなみに、政務調査費も議員年金もないということも併せてとても驚かれることが多いです。そのくらい知られていないということです。ただし、期末手当があります。約5か月分加算され、1年間の税込み報酬額は約376万円となります。この金額が高いのか安いのかという議論になると主観の話になってしまいますので避けますが、今回問題点として上げたいことは、この額では議員になりたいという思いを持った現役世代がチャレンジできないという点です。

なぜ現役世代が議員になるべきなのか。私は、議会の平均年齢は町民の平均年齢に近いほうがよいと考えているからです。そうでないと、町民が議会や議員のことを自分たちの代表だとは思にくいからです。現在、御嵩町民の平均年齢は49歳ぐらいですが、昨年の選挙後の時点で議会の平均年齢は約60歳、その前の選挙の際の平均年齢は64歳ぐらいでしたから、私と鈴木篤志議員が頑張って平均年齢を下げ、それでも60歳です。理想でいえば、少なくともあと5歳くらい若返ったほうが町民に政治や選挙を身近に感じてもらえるようになるのではないかと感じています。

さて、今回、議会の平均年齢を下げた私も鈴木篤志議員も商売人です。自分で商売をやっているからこそ、時間にも比較的融通が利き、選挙にチャレンジできました。しかし、もしサラリーマンであったとしたらとても無理だったでしょう。まず、選挙には落選する可能性がありますから、会社を辞めるリスクを取れません。議員は非常勤ですから兼業でという考えもありましたが、1年間やって分かりました。フルタイムの勤務と議員の兼業は不可能です。

そして、最大のネックは議員報酬です。町民の平均年齢である40代後半から50代前半は、子供の進学などで最も支出が増える世代だと言われています。その世代が現在の議員報酬で専業としてやっていけるかという、かなり困難でしょう。副業するにしても、議員という特殊な立場を理解してパートタイムで雇ってくれる会社は希少でしょう。まずは49歳前後の勤めている人たちが御嵩町議会議員にチャレンジできる下地として、議員報酬を上げる必要があると考えています。

そしてもう一つ、私が議員になってつくづく感じたことですが、御嵩には、平日昼間は会社で働き、夜や土・日に一生懸命地域活動に励んでいる方が非常に多いです。こういう方々こそ議員という立場でより深く地域のために働いていただけたらと思うのですが、御本人にもそういう気持ちがあったとしても、恐らく前述の理由で思うに任せることができないでしょう。年齢的なことだけでなく、こういった地域のために働きたいという思いの強い方に議会に参加していただくためにも、議員報酬の引上げは必須だと考えます。

以上、前置きが長くなりましたが、町長に質問します。

私の考えのみならず、地方議員、特に町村議会議員の成り手不足の問題が取り上げられ、報

酬の増額について、近年議論が非常に活発になってきましたが、御嵩町は平成15年からの20年以上、議員報酬の改正は行われていません。その流れも踏まえ、町長御自身は議員報酬の増額についてどのようにお考えでしょうか。

令和4年11月以降、御嵩町特別職報酬等審議会への諮問は行われていないと存じますが、今後の諮問の予定と、それに当たっての見解などございましたらお聞かせいただきたいと存じます。

以上、町民の理解が得られないだろう以外の御回答を期待して質問させていただきます。よろしくお願いたします。

**議長（大沢まり子君）**

町長 渡辺幸伸君。

**町長（渡辺幸伸君）**

広川議員の質問にお答えをしたいと思います。

後に出てまいりますけれども、報酬審議会の対象に町長の給料というのも入っておりますので、ちょっと答えづらい部分もございますけれども、お答えさせていただきたいと思います。

議員報酬の増額についてと題して質問をいただいております。

全国の地方議会においては、人口減少や高齢化の進行などの影響も相まって、投票率の低下や無投票当選が増えるなど、議員の成り手不足が深刻化しております。地方自治の根幹が危惧されているところでございます。議員が指摘されるとおり、町村議会議員の報酬が低いことや、常時の勤務や雇用の関係にないことから、厚生年金や雇用保険制度が対象外となっていることなども要因の一つかと考えられております。

有識者でつくる全国町村議会議長会の町村議会議員のなり手不足対策検討会は、町と村の議会議員選挙は、今後、3分の1以上が無投票となる可能性があるとして指摘し、幅広く対策を講じるべきと提言をしているところでございます。

令和6年3月発表の町村議会実態調査の結果によりますと、全国に926町村議会がある中で、1町村当たりの議員定数は平均で11.7人、議員報酬月額全国平均は21万8,218円となっており、御嵩町議会の報酬は全国的に見ても平均的であり、可茂管内で比較してみても、町村の中では、八百津町と共に一番高くなっているのが現状でございます。

1点目、議員報酬の増額についてどのように考えるかについてお答えいたします。

議員の報酬や特別職の給料を改定する場合は、報酬審議会に意見をお聞きして上程することになっております。具体的には、1つ目として、御嵩町議会議員の報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額は、現行の額で適正であるかどうか。2つ目、適正でないとするならば、適正な報酬等の額は幾らであるかの諮問を行っております。報酬額等の改定は、民間企業の動

向や公務員の人事院勧告を反映する形で見直しを行っていましたが、ここ数年は改定すべき要因が乏しく、見送りが続いている状態でございます。

また、過去の審議会委員の議論においては、若い方が議員になることを考えると今後検討する必要があるとした意見や、定数を減らして報酬を上げるとした意見もある一方、管内の町村と比べ若干高いことや、所得が上がっていかない日本の現状があること、特別職や議員の報酬は生活給とは異なることなどの理由により、現状維持が好ましいとした意見をいただいているところでございます。

こうした背景や議論、近隣自治体の状況も踏まえ、報酬審議会では、現在の議員報酬額及び特別職の給料については適正であるとの答申をいただいていることを踏まえると、議員報酬等の増額は難しいと考えております。

以上のような整理を行っておりますが、全国の町村議会では、若い世代や女性の方も含め、議員の成り手不足などの課題解決に向け、議員定数と議員報酬の見直しをはじめ、議員の常勤体制による議員活動や通年議会、議員報酬を年齢で区切り、若い世代の議員のみ報酬額を引き上げるなど、様々な取組が行われております。まずは、議会基本条例に基づき、議会内で自由闊達な意見を交わし、住民に理解が得られる議会改革について御議論を進めていただければというふうに考えているところでございます。

次に、2点目、報酬審議会への諮問の予定についてでございます。

昨年度実施した政策総点検において、毎年定期的に開催していた報酬審議会を、今後は、条例に基づき、必要に応じて開催することといたしました。

報酬審議会を開催する場合は議員報酬と特別職の給料の改定を併せて諮問することとなりますが、現在の地方自治を取り巻く情勢では、増額にしても減額にしても、改定を行うための明確な根拠はないと認識しており、今のところ審議会開催の予定はございません。まずは御嵩町議会として議会改革の取組を議論いただき、審議会委員の方に審議いただける資料や材料を提出いただければ、速やかに諮問をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

2番 広川大介君。

2番（広川大介君）

御答弁ありがとうございました。

私も質問しにくかったんですけども、町長もお答えしにくかったと思ひます。

私もこの質問をつくるに当たっていろいろ調べたりしていて、やはり本来は議会の中で議論を出していくという、議論をした結果を町長なりにお伝えしてという順番で動いていくものなんだろうなと思っていました。ただ今のまんま給料を上げてくれとかそういう話ではなく、議会改革というのがありきだということも当然理解しています。

その中で、今おっしゃっていただいた通年議会ですね。これは議会をよりよいものにするとか、あるいは専決事項をなくすということも大きいと思うんですけども、よりよい議会づくりのためにはぜひ取り入れていくべきものだと、これは報酬以外の部分でも当然やっていかなきゃいけないことだろうなと考えていましたので、今回こういう質問をして、若干リスクな部分もあるのかなと思っていたんですけども、これが議事録に残るという形の中で、リスクを負いましたので、しっかりと議会改革をまずやるべき、議会改革をまず議会の中で議論していけたらなと思っております。

1 問目は以上でございます。

では2つ目、野菜の無人販売所の設置促進についてという質問をさせていただきます。

防災コミュニティセンターの駐車場をはじめ、上之郷の道路沿いなど、町内には幾つかの野菜の無人販売所があります。畑の横にある棚に並んだ野菜を見ると、生産されている方の顔が想像できて安心ですし、間違いなく新鮮ですし、しかも安くてお得です。売る人にとっても、家庭菜園ででき過ぎてしまった野菜を余すくらいなら、近所の方や通りすがりの人に喜んでもらって幾らかのお小遣いにでもなれば、あるいは肥料代くらいになれば、日々の大きな楽しみの一つになるのではないかと想像しております。特にお年寄りにとっては、やりがい、生きがいにつながるとてもよい取組だと思います。

ただ、問題点が幾つかあります。

まず、購入者側からすると、いつ、どこの販売所にどのような野菜が置いてあるのかが分かりません。欲しいときに欲しいものを買えない、買いに行っても何も置いていないというのは非常に不便です。本来、消費者には地元のを、特に近所から買いたいという欲求があるものなのですが、利便性を優先してスーパーに行ってしまうのです。少なくとも無人販売場をメインの野菜の購入先とすることはできないでしょう。

次に、販売する側からすると、盗難リスクがあります。上之郷で実際に無人販売所をやっている方から聞いたことがあるのですが、趣味の養蜂で取れた蜂蜜を置いたら、その日の晩に全て盗まれたと。お金を入れずに、あるいは販売価格よりも少ない金額しか入れずに持っていってしまう人がいるということはニュースなどでもよく目にします。こういったことが続くと、やらないほうがいいやと思ってしまって当然です。

これらのいずれの問題も解決するのがカメラの設置です。無人販売所の棚の上を常にインタ

ーネット上に配信する、いわゆるライブカメラを設置すれば、消費者は在庫状況や販売価格を確認した上で買いに行くことができるようになります。今日近所の方が収穫して並べた野菜を買えるなんて最高のぜいたくです。そして、常にカメラが見ているとなれば、盗難リスクは限りなくゼロに近づくでしょう。個々の無人販売所にカメラや配信のためのネット環境を用意するとなると現実的な話ではなくなってしまうますが、例えば各公民館や集会所に共用の無人販売スペースを設ければ、最低限の投資で始められるのではないのでしょうか。公民館や集会所であれば既に電気は来ているわけですし、インターネット回線も簡単に引くことができます。ついでに観光客向けにフリーWi-Fiを飛ばすなんていうこともできます。

また、大体駐車場がありますから、ライブカメラで確認して、ちょっと遠くから、例えば伏見の人が上之郷の販売所に車で買いに行くなんていうことも可能です。

さらに、共用の販売所ならついで買いも促進されるでしょう。共用であっても、仕切りを設けて、それぞれの仕切りの中に会計箱を用意しておけば、売上げをわざわざ集計して分ける必要はなくなります。この点、将来的にはアプリでの支払いの対応ができるようになれば、現金を使わないで済むので便利です。売上げの盗難リスクもなくなりますし、正確な売上げの把握による確定申告の問題なども解決できます。あるいは、草刈りボランティアの報酬として、野菜購入チケットをアプリで渡すなんていうことも夢のある話だと思います。ただ、いずれも技術的には難しい話ではなく、すぐにでも実現可能なレベルの話ではあります。

町としてこのような取組をして個人レベルの地産地消を促進することができれば、町民の毎日の生活の楽しみが増えるでしょうし、休耕地が減るかもしれないですし、お年寄りのやりがい向上による健康年齢の上昇、野菜の積極的な摂取による健康促進も見込めるかもしれません。

さて、再び前置きが長くなりましたが、質問いたします。

公民館の一部を利用し、町民の喜び、利便性、健康を増進するこの無人販売所の取組について、投資の価値の有無、実施に当たっての懸念点などをお聞かせください。

また、最初のステップとして、まずは農家の方にカメラ付無人販売所の設置の推進や支援などをするところから始めるのも現実的かと思いますが、この点についても、実行の可能性や懸念点などあればお聞かせください。よろしく願いいたします。

**議長（大沢まり子君）**

建設部長 早川均君。

**建設部長（早川 均君）**

それでは、広川議員からいただきました一般質問にお答えさせていただきます。

野菜の無人販売所の設置促進についてと題され、大きく2つの御質問をいただきました。

野菜等の無人販売所は町内でも見かけます。その多くは、耕作者が棚や小屋を自身で作られ、

生産物の野菜や果実を置いておき、消費者は購入に当たり、そこに設置してある会計箱に料金を入れるというシステムで、耕作者側の生産物の品質や消費者側の支払い行為については、お互いの良心、良識が前提となっています。町内で見かける無人販売所の規模感からすると、営利を主とした目的ではなく、余った生産物の有効利用、フードロスへの取組や地域の皆さんに喜んでもらいたい気持ちなどから行ってみえるのではないかと想像いたします。

それでは、広川議員より御質問いただきました1点目、公民館や集会所に共用の無人販売所を設置する取組について、投資価値の有無や実施に当たっての懸念点についてお答えをさせていただきます。

まず、集会所につきましては、自治会の集会所のことを意図されておられるのかと思います。これにつきましては、各自治会管理の施設でございますので、町の立場からは御回答できませんことを御了承願います。

4地区公民館は、社会教育法に基づき設置されている施設で、同法におきましては、営利を目的として事業を行うこと、また、その他営利事業を援助する行為を行ってはならないと規定されています。今回の御提案は営利を主とした目的ではないと思われましても、現時点の整理では、共用の無人販売所設置については難しいと考えております。仮に無料でもということであったとしても、生産物を置くスペースを常時設置することは困難であると考えております。公民館利用者の方の安全や利便性に影響を及ぼす可能性があるほか、火災や災害時の避難経路の確保、施設の保守管理の観点から判断をしていくことになります。

また、施設管理者側では、販売物の品質管理、在庫管理、売れ残りの回収などは行いません。誰がどのように施設管理や運営をしていくかなどの懸念事項が上げられます。投資価値は、それらから勘案して、現時点ではないと考えているところでございます。

広川議員より御質問いただきました2点目、農家の方にカメラ付無人販売所設置の推進や支援をすることについて、実行の可能性と懸念点についてお尋ねいただきました。

御質問の中で広川議員が触れられておりましたように、耕作者が野菜や果実を作る喜びが増えてくれば、地産地消が促進され、耕作放棄地が減っていくかもの可能性はあるかもしれません。ただ、見受けられる範囲では、無人販売は個々の耕作者の方により個々の耕作地内で作られている生産物について供給されるというケースがほとんどと考えられることから、カメラをつけるなどの投資をしてまで無人販売所を設置する、設置しようとする耕作者側のニーズは、現時点で聞こえてこない、聞こえてはならないというところでございます。

カメラ付無人販売所を設置することについて、耕作者への支援の実行の可能性については、個人の営利事業を直接支えることにもなり得ることから、現時点では考えておりません。

しかしながら、本件、御提案いただきましたことについては、ユニークなアイデアだと思ひ

ます。農業振興というよりも、デジタル技術を生かした生産者と消費者の可視化、同じ地域に住む人たちが介するコミュニティの場づくりといった広い意味でのまちづくりにつながるのではと感じております。その実行の可能性は、個々の耕作者をまとめるキーパーソンとなる方が現れるかになると思われまます。個々の耕作者への支援は、営利関係も絡み難しい問題かと思ひますが、コミュニティの場づくりとしてキーパーソンとなる方が仮に企画された際には、その実現に向けて、起業化や法人化などについて相談に乗ったり、相談先を紹介することはできると思ひます。その展開によっては、支援が受けられることもあるのではないかと考へます。

現時点で思ひつく懸念事項といたしましては、消費者側の需要を満たす生産物の質や量を耕作者側が安定的に供給できるのか、売上金の管理、保証はどう考へるか、また先ほど述べたように、品質管理や在庫管理を含め、誰がどのように施設管理や運営をするのか、どのように責任を担っていくのかなどが上げられるのかなと考へておひます。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

[ 2 番議員挙手 ]

**議長（大沢まり子君）**

2 番 広川大介君。

**2 番（広川大介君）**

御答弁ありがとうございます。

現時点では当然厳しいという御回答ではありましたが、御答弁いただいた中で、今後そういった事業体などが出てきたら御支援していただくと、まずはそんなところで十分面白いのかなと思ひます。

先ほどの副町長の御答弁の中でもありましたが、今、御嵩町が魅力の発掘という作業をしてるところだと思ひますが、例えば今言ったような無人販売所がやたらあるとか、あるいは無人販売所が常にインターネットに中継されているとか、こういった面白い取組というのはマスコミにすごい乗りやすいような取組でもありますし、それが続くと、例えば御嵩といえば無人販売所、あるいは無人販売所といえば御嵩町みたいな、これっていわゆるブランディングだと思ひうんですよね。

ブランディングというところで考へてみると、町長が今肝煎りで取り組んでいらっしやいますみたけファンクラブ、これとの相性もすごくいいと思ひうんですよ。みたけファンクラブは、基本的にはそういうサイトを作っていこうということだと思ひるので、そのホームページの中に、例えば自主的に自分で設置した無人販売所に自分でカメラをつけて、それをライブ中継したいと。そうしたら、その映像の情報だけを、例えばどこか役場指定の URL に向けてもらって、そうすると、それをファンクラブのサイトの中で放映だけしてあげるよという形であれば、費

用もかからず、あるいは責任もそんなに負わないで済むのかなあと思うので、そういったことも、これは建設部長だと多分所管が違うと思うので質問にはしませんが、そこも併せて、ファンクラブの一つの取組として今後御検討いただけるとうれしいかなと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（大沢まり子君）**

これで、広川大介君の一般質問を終わります。

---

#### **散会の宣告**

**議長（大沢まり子君）**

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は明日6月20日に開会いたしますので、よろしく願いいたします。

これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時42分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 大 沢 まり子

署 名 議 員 奥 村 悟

署 名 議 員 伏 屋 光 幸